

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次
ページ

規 則

- 支庁長事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 三
- 北海道行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) 三
- 保健所長事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 二二
- 北海道財務規則の一部を改正する規則 (出納局総務課) 二二

訓 令

- 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 二三
- 北海道文書管理規程の一部を改正する訓令 (法制文書課) 三三
- 地方行政協議会規程の一部を改正する訓令 (地域政策課) 三三
- 地域振興対策協議会規程の一部を改正する訓令 (地域政策課) 三三
- 競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する訓令 (建設情報課) 三三
- 毒物及び劇物取扱者試験委員会規程を廃止する訓令 (薬務課) 三三

北 海 道 教 育 委 員 会 訓 令

- 北海道雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令 (雇用対策課) 三四

北 海 道 教 育 委 員 会 訓 令

- 北海道警察本部 (生活振興課) 三四

北 海 道 警 察 本 部 訓 令

- 消費生活安定会議規程の一部を改正する訓令 (生活文化・青少年室) 三四
- 北海道青少年健全育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令 (生活文化・青少年室) 三四

北 海 道 男 女 共 同 参 画 推 進 本 部 設 置 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

- (男女平等参画推進室) 三四

北 海 道 教 育 委 員 会

北 海 道 人 事 委 員 会

北 海 道 監 査 委 員 会

北 海 道 警 察 本 部 訓 令

北 海 道 地 方 労 働 委 員 会

北 海 道 議 会

北 海 道 企 業 局

告 示

- 北海道構造改革推進本部設置規程の一部を改正する訓令 (構造改革推進課) 三五

告 示

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (総務部所管分) (総務部総務課) 三五

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (環境生活部所管分) (環境生活部総務課) 三七

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (保健福祉部所管分) (保健福祉部総務課) 三七

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (経済部所管分) (経済部総務課) 三九

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (農政部所管分) (農政課) 四〇

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (水産林務部所管分) (水産林務部総務課) 四一

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四三

- 北海道屋外広告物条例等の規定による知事が指定する地域等の指定の一部改正 (まちづくり推進課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法 (建設部所管分) (建設部総務課) 四四

平成十三年四月一日 日曜日

二

○特地区局及びその級別の指定の一部改正

四九

○準特地区局の指定の一部改正

五〇

道警察本部告示

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第七条及び第八条に規定する事項の閲覧に供する方法

五〇

公布された規則のあらまし

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則（規則第六十七号）

一 趣旨及び内容

水田農業経営確立対策推進交付金のうち市町村推進交付金の交付に係る事務を支庁長に委任することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道行政組織規則の一部を改正する規則（規則第六十八号）

一 趣旨

道の行政組織について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 総合企画部の構造改革推進室と計画推進室を政策室に統合し、政策室に新たに構造改革推進課を設置することとした。

2 環境生活部の生活文化室を生活文化・青少年室に、女性室を男女平等参画推進室に、経済部の経営金融課を金融課に、職業能力開発課を人材育成課に改称し、道民の森建設事務所を道民の森活動促進センターに改称することとした。

3 道営競馬の運営の効率化及び経営の改善を図るため、執行体制の一元化及び強化を行うこととした。

4 建設部の建設企画室、まちづくり推進室及び管理課を廃止し、新たに建設管理室及びまちづくり推進課を設置するとともに、計画調整課を計画管理課に改称することとした。

5 出納局に入札管理室を設置することとした。

6 東京事務所の執行体制を整備することとした。

7 保健所並びに支庁の地域農業改良普及センター及び水産技術普及指導所の執行体制を整備することとした。

8 その他職の設置等に係る規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則（規則第六十九号）

一 趣旨及び内容

動物の愛護及び管理に関する法律に係る事務の一部を保健所長へ委任するとともに、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道財務規則の一部を改正する規則（規則第七十号）

一 趣旨

組織機構の改正に伴い規定の整備を行うとともに、無効入札に係る規定等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 組織機構の改正に伴い、規定の整備を行うこととした（第一条第四号及び第六号、第三条第一項、第二百五条第二項並びに別表第一関係）。

2 資金運用部資金法の改正に伴い、入札保証金に代える担保である金融債の定義を設けることとした（第四百四十八条第一項第三号関係）。

3 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札等、無効入札となる場合をより明確にすることとした（第五百五十四条関係）。

4 部長等及び部局長並びに教育委員会及び警察本部長が公有財産の取得等の事務を依頼することができる者に、出納局長を加えることとした（第二百四条の十九及び第二百四条の二十関係）。

5 その他規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七一〇〇）

一 趣旨

北海道教育庁組織規則の改正等にかんがみ、管理職手当の支給範囲について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

新たに管理職手当の支給対象となる職及びその支給区分等を定めることとした（別表関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七一〇〇）

二

一 趣旨

北海道行政組織規則の改正等にかんがみ、給料の調整額の支給範囲について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

小児総合保健センターに配置される理学療法士を給料の調整額の支給対象とするにととした（別表第一関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七―〇〇三）

一 趣旨

北海道警察における標準的な職務について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

級別標準職務表を改正することとした（別表第一関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則七―〇〇四）

一 趣旨

北海道行政組織規則の改正にかんがみ、管理職手当の支給範囲について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

新たに管理職手当の支給対象となる職及びその支給区分等を定めることとした（別表関係）。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規

則

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年四月一日

平成十三年四月一日

日曜日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第六十七号

支庁長事務委任規則の一部を改正する規則

支庁長事務委任規則（昭和二十三年北海道規則第八十号）の一部を次のように改正する。
農政部の項第七号中、「第六条の二第三項」を、「第七条第三項」に改め、同項第十九号中「水田農業確立対策指導推進事業」を、「水田農業経営確立対策推進交付金」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年四月一日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第六十八号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和四十一年北海道規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
目次中、「（第四十二条―第四十四条の三）」を、「（第四十二条―第四十四条）」に、「道民の森建設事務所」を、「道民の森活動促進センター」に改める。

第五条第二項中、「構造改革推進室、」及び「計画推進室」を削り、「生活文化室、女性室」を、「生活文化・青少年室、男女平等参画推進室」に改め、「及び競馬管理室」を削り、「建設企画室、まちづくり推進室」を、「建設管理室」に改める。

第六条第一項の表政策室の項政策評価課の事項中、「政策評価課」を、「政策推進評価課」に改め、同項広報広聴課の事項の次に次の事項を加える。

改め、同項広報広聴課の事項の次に次の事項を加える。

構造改革推進課 企画調整係

第六条第一項の表経済企画室の項中、「人口統計係 家計物価統計係 経済統計係 農林教育統計係 商工統計係 毎月勤労統計係」を、「社会統計係 産業統計係 商工統計係 消費統計係 勤労統計係」に改め、同表環境室の項環境政策課の事項中、「事業調整係 保全係

活動推進係」を、「活動推進係 計画推進係 ISO推進係」に改め、同表生活文化室の項中「生活文化室」を、「生活文化・青少年室」に改め、同項文化振興課の事項中、「道立劇場係」を、「舞台芸術係」に改め、同表企業立地推進室の項企業誘致課の事項中、「立地指導係 誘致推進係 立地情報係」を、「誘致推進係」に改め、同表建設企画室の項を次のように改める。

推進係 立地情報係」を、「誘致推進係」に改め、同表建設企画室の項を次のように改める。

建設管理室		建設情報課	情報企画係	工事管理係	建設業指導係	建設業審査係
室	技術管理課	技術管理係	開発推進係	設計基準係		

第六条第一項の表まちづくり推進室の項を削り、同表建築整備室の項計画調整課の事項中

平成十三年四月一日 日曜日

四

「計画調整課」を「計画管理課」に改め、同項建築課の事項中「耐震建築係 耐震設備係」を削り、同条第三項中「生活文化室」を「生活文化・青少年室」に改め、同条第四項中「女性室」を「男女平等参画推進室」に改め、同条第十項の表総務部の項職員厚生課の事項中「貸付係」を「福祉係」に改め、同表総合企画部の項情報政策課の事項中「システム調整係 システム指導係」を「情報システム係」に改め、同表環境生活部の項中「予算経理係」を「予算係 経理係」に改め、同表保健福祉部の項国民健康保険課の事項中「施設医療係」を「施設医療係 老人医療係」に改め、同項地域医療課の事項中「歯科保健係」を削り、同項地域保健課の事項中「地域保健係 老人医療係」を「歯科保健係」に改め、同表経済部の項産業振興課の事項中「振興係 新産業推進係 情報産業係」を「新規事業係 産業集積係 経営支援係 商工団体係 情報化推進係 新産業推進係 組織化支援係 技術振興係 工業技術係」に改め、同項産業技術課の事項を削り、同項地域産業課の事項中「商業立地係 商業企画係」を「商業立地係」に改め、同項経営金融課の事項を次のように改める。

金融課	調整係	金融係	高度化資金係	設備資金管理係
-----	-----	-----	--------	---------

第六条第十項の表経済部の項雇用対策課の事項中「雇用計画係 人材誘致係」を「雇用計画係」に改め、同項労政福祉課の事項中「企画調整係」を「労政推進係」に改め、同項職業能力開発課の事項を次のように改める。

人材育成課	人材育成係	人材誘致係	民間訓練係	技能振興係	計
画調整係	公共訓練係				

第六条第十項の表経済部の項観光振興課の事項中「宣伝誘致係」を「宣伝誘致係 イベント推進係」に改め、同表農政部の項土地改良指導課の事項中「施設整備係 施設管理係」を「施設整備係」に改め、同項農業改良課の事項中「普及教育係」を「普及推進係」に、「生産資材係 研究推進係 技術情報係」を「研究推進係 農業情報係」に改め、同項設計課の事項中「設計基準係 積算係」を「設計積算係」に改め、同項農村整備課の事項中「一般農道係 農免農道係 特定農道係」を「農道整備係 団体営整備係」に改め、同項流通対策課の事項中「流通対策係」を「流通対策係 生産資材係」に、「クリーン農業係」を「クリーン農業係 農業環境係」に改め、同項酪農畜産課の事項中「畜産経営係」を「畜産経営係 畜産環境係」に改め、同表水産林務部の項総務課の事項中「予算第一係 予算第二係」を「予算係」に改め、同項森林整備課の事項中「森林保全係 道民の森係」を「森林保全係」に改め、同表建設部の項総務課の事項中「経理第一係 経理第二係」を「経理係」に、「予算第一係 予算第二係」を「予算係」に改め、同項管理課の事項を次のように改める。

企画調整課	企画調整係	建設政策係
-------	-------	-------

第六条第十項の表建設部の項空港港湾課の事項中「空港計画係 空港建設係」を「空港係」に改め、同項建築指導課の事項及び住宅課の事項を次のように改める。

まちづくり推進課	事業調整係	まちづくり推進係	景観推進係	広告指導係
都市計画課	計画調整係	地域計画係	施設計画係	

第六条第十項の表建設部の項に次のように加える。

建築指導課	管理調整係	民間住宅係	不動産業係	再開発防災係
	審査係			
住宅課	事業調整係	計画係	建設係	指導係
	住宅改善係	住宅管理係	家賃管理係	

第六条第十一項を削り、同条第十二項中「第一項から第十項まで」を「前各項」に改め、同項の表総務部法制文書課の項中「企画係 業務調整係」を「企画係」に改め、同表環境生活部環境室自然環境課の項野生生物室の事項中「エゾシカ対策係」を「エゾシカ対策係 動物管理係」に改め、同表環境生活部生活文化室生活振興課の項中「生活文化室」を「生活文化・青少年室」に改め、同表水産林務部企画調整課の項の次に次のように加え、同条第十二項を同条第十一項とする。

建設部総務課	用地管理室	用地指導係	訟務係
--------	-------	-------	-----

第七条第二項の総合企画部構造改革推進室の事項を削り、同項総合企画部政策室の事項中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、第二号の次に次の五号を加える。

- 三 専門委員に関すること。
- 四 開発関係予算の総合調整に関すること。
- 五 開発に係る財政投融资に関すること。
- 六 社会資本整備の改革の総合調整に関すること。
- 七 道の総合開発計画に関すること。
- 第七条第二項の総合企画部政策室の事項に次の五号を加える。
- 十 自主・自律化の企画及び総合調整に関すること。
- 十一 市民と行政の協働環境の整備及び総合調整に関すること。
- 十二 行政運営の基本原則の企画調整に関すること。
- 十三 地方分権の推進に関すること。

十四 支庁制度の見直しに関すること。

第七条第二項の総合企画部経済企画室の事項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 経済構造改革の総合調整に関すること。

第七条第二項の総合企画部計画推進室の事項を削り、同項環境生活部生活文化室の事項中「生活文化室」を「生活文化・青少年室」に改め、同項環境生活部女性室の事項中「女性室」を「男女平等参画推進室」に改め、同事項第一号中「女性」を「男女平等参画」に改め、同事項第二号中「男女共同参画社会」を「男女平等参画社会」に改め、同項農政部競馬管理室の事項を削り、同項建設部建設企画室の事項中「建設企画室」を「建設管理室」に改め、同事項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同事項に次の一号を加える。

二 土木工事の設計基準等及び土木技術に関すること。

第七条第二項の建設部まちづくり推進室の事項を削る。

第九条第一項の総務課の事項中第十一号を第十四号とし、第四号から第十号までを三号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 行政事務の改善の総合調整に関すること。

六 公益法人の設立及び公益信託の設定並びにこれらの監督に係る事務の総括に関すること。

第九条第一項の総務課の事項第二号の次に次の一号を加える。

三 道政改革の総合調整に関すること。

第九条第一項の管財課の事項第二号及び第三号を次のように改める。

二 公有財産の取得、管理及び処分に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

三 国有財産の管理に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第九条第一項の管財課の事項第七号を次のように改める。

七 道有資産所在市町村交付金に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第九条第二項中「第四号」を「第九号」に改める。

第九条の二の政策評価課の事項を次のように改める。

政策推進評価課

一 道の総合開発計画に関すること。

二 政策評価の企画及び調整に関すること。

第九条の二に次の一事項を加える。

構造改革推進課

一 自主・自律化の企画及び総合調整に関すること。

二 市民と行政の協働環境の整備及び総合調整に関すること。

三 行政運営の基本原則の企画調整に関すること。

四 地方分権の推進に関すること。

五 支庁制度の見直しに関すること。

第九条の四の統計課の事項第二号を次のように改める。

二 統計調査の実施に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第十条の二第一項の環境政策課の事項第三号中「環境配慮に係る施策」を「環境管理システム」に改め、同項の自然環境課の事項第五号中「保護」を「愛護」に改める。

第十条の三（見出しを含む。）中「生活文化室」を「生活文化・青少年室」に改め、同条第一項文化振興課の事項第二号中「文化・青少年室」を「生活文化・青少年室」に改める。

第十一条第一項中「生活文化室」を「生活文化・青少年室」に改める。

第十二条第一項の国民健康保険課の事項に次の二号を加える。

五 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に関すること。

六 老人の医療給付に関すること。

第十二条第一項の地域医療課の事項第四号中「、歯科医師」及び「、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士、歯科技工士」を削り、同事項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項の地域保健課の事項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六 歯科保健に関すること。

七 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第十二条第一項の食品衛生課の事項第七号中「環境衛生同業組合」を「生活衛生同業組合」に改め、同項の薬務課の事項第二号中「薬剤師」の下に「、臨床検査技師及び衛生検査技師」を加え、同項の地域福祉課の事項第三号を次のように改める。

三 社会福祉法人その他の社会福祉事業団体及び社会福祉施設並びに社会福祉事業に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第十二条第三項中「第八号」を「第七号」に改める。

第十三条の二第一項の産業振興課の事項第一号中「産業振興の」の下に「企画及び」を加え、同事項中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 中小企業等協同組合等に関すること。

第十三条の二第一項の産業振興課の事項中第五号を削り、第四号を第八号とし、同事項第三号中「新産業の」の下に「創出及び」を加え、「他課」を「他部課」に改め、同号を同事項第七号とし、同事項第二号の次に次の四号を加える。

三 中小企業の経営革新の支援に関すること。

四 製造業の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

五 商工関係団体に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

六 産業等の情報化の推進及び情報産業の振興に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

平成十三年四月一日 日曜日

六

第十三条の二第一項の産業振興課の事項に次の三号を加える。

十二 産業技術の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

十三 工業試験場に関すること。

十四 工業技術センターに関すること。

第十三条の二第二項の産業技術課の事項を削り、同項の経営金融課の事項中「経営金融課」を「金融課」に改め、同事項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第七号までを三号ずつ繰り上げ、同項雇用対策課の事項第二号中「雇用施策」を「労働施策」に改め、同事項第四号中「（他課の主管に属するものを除く。）」を削り、同事項第五号中「誘致及び」を削り、同事項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 炭鉱離職者等の雇用対策に関すること。

第十三条の二第二項の雇用対策課の事項中第十二号を削り、同項の職業能力開発課の事項を次のように改める。

人材育成課

一 人材の育成に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

二 人材の誘致に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

三 認定職業訓練に関すること。

四 職業訓練法人その他の職業訓練団体に関すること。

五 技能検定に関すること。

六 職業能力開発計画に関すること。

七 職業訓練指導員に関すること。

八 公共職業能力開発施設を行う職業訓練に関すること。

九 高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校に関すること。

第十三条の二第二項の観光振興課の事項に次の二号を加える。

八 観光イベントの促進に関すること。

九 総合保養地域の整備に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第十四条の農政課の事項に次の一号を加える。

二 競馬事務所に関すること。

第十四条の事業調整課の事項第一号の号番号を削り、同条の農業経済課の事項第二号を次のように改める。

二 農業協同組合その他の農業関係団体に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第十四条の農業改良課の事項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号及び第十号を削り、第十一号を第八号とし、同条の農村振興課の事項第一号中「農業構造の改善」を「経営構造対策」に改め、同事項第二号中「山村地域新農林漁業特別対策事

業」を「新山村振興等農林漁業特別対策」に改め、同事項第六号中「農地開発」を「中山間地域の土地基盤」に改め、同号を同事項第七号とし、同事項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同事項第三号中「ウタリ地区農林漁業対策事業」を「ウタリ地区農林漁業対策」に改め、同号を同事項第四号とし、同事項第二号の次に次の一号を加える。

三 中山間地域等直接支払制度等に関すること。

第十四条の農村整備課の事項第二号中「開拓地整備事業」を「基盤整備促進事業」に改め、同事項第三号中「小規模農用地整備事業」を「小規模土地改良事業」に改め、同事項第四号中「（農地に係る海岸を含む。）」を削り、「防災事業」の下に「及び海岸事業」を加え、同事項第五号中「農業用施設及び農地海岸」を「農業用施設等」に改め、同号を同事項第六号とし、同事項第四号の次に次の一号を加える。

五 農地に係る海岸保全区域並びに地すべり防止区域及び防災ダムの維持管理に関すること。

第十四条の流通対策課の事項第一号中「農畜産物の流通加工及び農業用物資」を「農産物」に改め、同事項第三号を削り、同事項第二号中「農畜産物」を「農産物」に改め、同号を同事項第三号とし、同事項第一号の次に次の一号を加える。

二 農業生産資材に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第十四条の流通対策課の事項第四号中「環境の保全及び公害対策の調整」を「環境保全」に改め、同号を同事項第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

四 農産物の加工及び農業地域の産業複合化に関すること。

五 クリーン農業に関すること。

第十四条の農産園芸課の事項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条の酪農畜産課の事項に次の一号を加える。

十五 市町村が行う競馬の指導に関すること。

第十五条の経営管理課の事項第六号中「種苗及び」を削る。

第十六条第一項の森林整備課の事項第六号中「道民の森建設事務所」を「道民の森活動促進センター」に改める。

第十七条（見出しを含む。）中「建設企画室」を「建設管理室」に改め、同条の企画調整課の事項を削り、同条の建設情報課の事項に次の一号を加える。

六 解体工事業の登録に関すること。

第十七条の建設情報課の事項の次に次の二事項を加える。

技術管理課

一 土木工事の設計基準等に関すること。

二 土木工事の施工管理に関すること。

三 土木技術に関すること。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条の計画調整課の事項中「計画調整課」を「計画管理課」に改め、同事項第二号中「契約」の下に「（指名選考委員会及び入札執行に関するものを除く。）」を加える。

第二十条第一項中「建設企画室各課、まちづくり推進室各課」を「建設管理室各課」に改め、同項の総務課の事項に次の六号を加える。

- 五 土木事業用地に関する事。
 - 六 土地収用法に関する事（収用委員会事務局の主管に属するものを除く。）。
 - 七 廃道敷地、廃川敷地等の管理及び処分に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
 - 八 測量の公示等に関する事。
 - 九 公有地の拡大の推進に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。
 - 十 部に属する不服申立て及び訴訟並びに法律上道の義務（他部の主管に属するものを除く。）に属する損害賠償に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- 第二十条第一項の管理課の事項を次のように改める。
- 企画調整課

建設行政の企画及び総合調整に関する事。

第二十条第一項の道路整備課の事項第三号を次のように改める。

三 軌道及び鉄道事業に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。

第二十条第一項の空港港湾課の事項第一号中「他課」を「他部課」に改め、同項の砂防災害課の事項第二号中「他課」を「他部課」に改め、同事項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同事項第三号の次に次の一号を加える。

四 土砂災害防止に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

第二十条第一項の建築指導課の事項及び住宅課の事項を次のように改める。

まちづくり推進課

- 一 市町村のまちづくりに関する基本的な施策の企画及び調整に関する事。
 - 二 市町村のまちづくりに関する総合的な事業の推進に関する事。
 - 三 景観に関する事。
 - 四 屋外広告物に関する事。
- 都市計画課

- 一 都市計画に関する事。
 - 二 広域都市圏に関する事。
 - 三 風致地区その他都市環境に関する事（他部の主管に属するものを除く。）。
 - 四 駐車場に関する事。
- 第二十条第一項に次の二事項を加える。
- 建築指導課

- 一 建築物の建築基準に関する事。
- 二 市街地再開発事業に関する事。
- 三 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する事。
- 四 建築物の耐震改修の促進に関する事。
- 五 建築士に関する事。
- 六 建築技術者及び建築技能者の指導及び養成に関する事。
- 七 建築統計に関する事。
- 八 防寒住宅の建設等の促進に関する事。
- 九 浄化槽の構造に関する事。
- 十 民間住宅に関する事。
- 十一 住宅金融に関する事。
- 十二 住宅金融公庫の受託業務に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- 十三 厚生年金住宅に関する事。
- 十四 宅地建物取引業者及び宅地建物取引主任者に関する事。
- 十五 宅地建物の取引並びに関係団体の育成及び指導に関する事。
- 十六 寒地住宅都市研究所に関する事。

住宅課

- 一 住宅対策に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
 - 二 公営住宅に関する事。
 - 三 住宅地区改良に関する事。
 - 四 住宅供給公社に関する事。
- 第二十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 用地管理室の分掌事務は、前項の総務課の分掌事務のうち第五号から第十号までに掲げる事務とする。
- 第二十三条第一項中「指導検査室」の下に「及び入札管理室」を加える。
- 第二十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 出納局入札管理室の分掌事務は、次のとおりとする。
- 建築工事（工事に係る業務委託を含む。）に係る入札の実施等に関する事。
- 第二十六条第二項の表中毒物及び劇物取扱者試験委員会の項を削り、同表中「建設情報室建設情報課」を「建設管理室建設情報課」に改める。
- 第二十八条第一項の表参事監の項を削る。
- 第二十九条の表中「計画推進室」を「政策室政策推進評価課」に、「生活文化室文化振興課」を「生活文化・青少年室文化振興課」に改め、同表北海道文化審議会の項の次に次のように加える。

平成十三年四月一日 日曜日

北海道消費生活審議会

北海道消費者苦情処理委員会

生活文化・青少年室生活振興課

生活文化・青少年室生活振興課

第二十九条の表中「生活文化室」を「生活文化・青少年室」に改め、同表北海道青少年問題協議会の項の次に次のように加える。

北海道男女平等参画審議会

男女平等参画推進室

第二十九条の表北海道消費生活審議会の項及び北海道消費者苦情処理委員会の項を削り、同表中「北海道環境衛生適正化審議会」を「北海道生活衛生適正化審議会」に改め、同表北海道地方薬事審議会の項の次に次のように加える。

北海道麻薬中毒審査会

薬務課

第二十九条の表北海道保育士試験委員会の項の次に次のように加える。

介護保険審査会

介護保険課

第二十九条の表中「経営金融課」を「金融課」に、「労政福祉課」を「雇用対策課」に、「職業能力開発課」を「人材育成課」に、「競馬管理室」を「農政課」に改め、同表北海道種苗審議会の項を削り、同表中「建設企画室建設情報課」を「建設管理室建設情報課」に改め、同表北海道建設業審議会の項の次に次のように加える。

北海道屋外広告物審議会

まちづくり推進課

第二十九条の表中「まちづくり推進室都市計画課」を「都市計画課」に改め、同表北海道屋外広告物審議会の項を次のように改める。

北海道開発審査会

都市環境課

第二十九条の表北海道開発審査会の項を削る。

第三十九条の農業振興部の事項を次のように改める。

農業振興部

農業・農村の振興に関すること。

第四十条第三項の環境生活課の事項第四号中「青少年女性対策」を「青少年対策及び男女平等参画」に改め、同事項に次の一号を加える。

十二 飼養動物の愛護及び管理に関すること（保健所の主管に属するものを除く。）。

第四十条第六項の農務課の事項を次のように改める。

農務課

一 農産物の安定的な生産の促進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

二 生産基盤の整備に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。

三 農産物の付加価値の向上等に関すること。

四 農業の振興に資する技術の向上に関すること。

五 農業経営の体質強化に関すること（土地改良区等に関するものを除く。）。

六 農業経営の多様化に関すること。

七 農地の利用の集積に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。

八 担い手の育成及び確保等に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。

九 環境と調和した農業の促進等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

十 定住環境の整備に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。

十一 活力のある農村の構築に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。

十二 その他農業・農村の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第四十一条第四項中「必要の」を「必要の」に改める。

第四十四条を次のように改める。

（内部組織及び分掌事務）

第四十四条 東京事務所に総務課、税務課、行政第一課及び行政第二課を置き、次の事務を分掌させる。

総務課

一 所務一般の企画及び総合調整に関すること。

二 庶務に関すること。

三 財務に関すること。

税務課

都府県に係る道税の賦課及び徴収に関すること。

行政第一課

一 国会及び各省庁その他の国の機関、中央諸団体、都道府県中央連絡機関等との連絡及び調整に関すること（行政第二課の主管に属するものを除く。）。

二 道行政の推進に必要な調査及び情報の収集に関すること（行政第二課の主管に属するものを除く。）。

三 道産品の移輸出の振興及び商品の移入の促進に関すること（行政第二課の主管に属するものを除く。）。

四 観光事業の振興に関すること（行政第二課の主管に属するものを除く。）。

行政第二課

一 国会及び各官庁その他の国の機関、中央諸団体、都道府県中央連絡機関等との連絡及び調整に関すること（所長の指定するものに限る。）。

二 道行政の推進に必要な調査及び情報の収集に関すること（所長の指定するものに限る。）。

三 道産品の移輸出の振興及び商品の移入の促進に関すること（所長の指定するものに限る。）。

四 観光事業の振興に関すること（所長の指定するものに限る。）。

第四十四条の二及び第四十四条の三を削る。

第五十七条の五第二項の表中「岩内郡岩内町」を「岩内郡共和町」に改める。

第六十条の表中「総務部」を「企画総務部」に、「化学物質科」を「化学物質第一科 化学物質第二科」に改める。

第六十一条の総務部の事項中「総務部」を「企画総務部」に改める。

第六十二条第一項中「総務部」を「企画総務部」に改め、同条第二項の化学物質科の事項中「化学物質科」を「化学物質第一科及び化学物質第二科」に改め、同条第四項の野生動物科の事項第一号及び第三号中「道東地区野生生物室」の下に「及び道南地区野生生物室」を加える。

第六十五条中「システム管理課及び監視課」を「環境監視課及びシステム技術課」に改め、同条のシステム管理課の事項及び監視課の事項を次のように改める。

環境監視課

大気汚染及び水質汚濁に係る監視、測定及び調査並びに騒音、振動、悪臭、土壤汚染及び地盤沈下に係る測定及び調査に関すること。

システム技術課

一 テレメータシステム及びコンピュータシステムの管理及び運営に関すること。

二 テレメータシステムによるデータの管理及び解析に関すること。

第七十六条の表事業部の項中「普及課」を「教育振興課 普及事業課」に、「開拓の村課」を「開拓の村課 文化交流課」に改め、同表学芸部の項中「資料管理課 調査収集課 文化交流課 情報サービス課」を「資料課 情報サービス課 学芸第一課 学芸第二課 学芸第三課」に改める。

第七十七条の事業部の事項第一号中「教育普及活動」を「教育振興」に改め、同事項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 普及事業に関すること。

第七十七条の事業部の事項に次の一号を加える。

五 文化交流に関すること。

第七十七条の学芸部の事項第一号中「収集」の下に「整理」を加え、同事項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同事項に次の一号を加える。

三 資料の調査研究に関すること。

第七十八条第二項の普及課の事項を削り、同項展示課の事項の前に次の二事項を加える。

教育振興課

一 学校教育との連携に関すること。

二 生涯学習への対応に関すること。

普及事業課

普及事業の企画及び運営に関すること。

第七十八条第二項に次の一事項を加える。

文化交流課

一 文化交流の調査研究に関すること。

二 関係機関との文化交流に関すること。

第七十八条第三項の資料管理課の事項、調査収集課の事項及び文化交流課の事項を削り、同項情報サービス課の事項の前に次の一事項を加える。

資料課

一 資料の収集、整理及び保管に関すること。

二 資料の基本調査表の作成に関すること。

第七十八条第三項に次の三事項を加える。

学芸第一課

自然史系分野の資料の調査研究に関すること。

学芸第二課

人文系分野の資料の調査研究に関すること。

学芸第三課

歴史系分野の資料の調査研究に関すること。

第九十三条中「部を」を「部（室）を」に改める。

第九十六条の表北海道立青山診療所の項、北海道立原口診療所の項及び北海道立千栄診療所の項を削る。

第一百五条第二項中「医事課を」の下に「置き、医事課に相談室を」を加える。

第一百七条の見出し中「課」を「課及び室」に改め、同条に次の一項を加える。

2 相談室の分掌事務は、前項の医事課の分掌事務のうち第五号に掲げる事務とする。

第一百十条第一項中「保健予防課」を「健康推進課」に改め、同条第二項中「保健指導課」を「地域保健推進課」に改める。

第一百十一条第一項の企画総務課の事項第十一号中「保健相談」を「保健、医療及び福祉の総合相談」に改め、同事項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号

平成十三年四月一日 日曜日

を第十五号とし、同事項第十三号中「保健予防課」を「健康推進課」に改め、同号を同事項第十四号とし、同事項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 医療社会事業に関すること。

第百十一条第一項の保健予防課の事項中「保健予防課」を「健康推進課」に改め、同事項第四号中「成人病」を「生活習慣病」に改め、同事項中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、同事項第十二号中「老人」を削り、「児童」の下に「乳幼児及び老人」を加え、同号を同事項第十三号とし、同事項第十一号中「身体障害児童」を「身体障害児」に改め、同号を同事項第十二号とし、同事項中第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同事項第五号中「口腔衛生」を「歯科保健」に改め、同号を同事項第六号とし、同事項第四号の次に次の一号を加える。

五 老人保健に関すること。

第百十一条第一項の保健予防課の事項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、同事項に次の一号を加える。

十八 地域リハビリテーションに関すること。

第百十一条第一項の生活衛生課の事項第二号中「と畜場」を「とちく場」に改め、同事項第八号中「環境衛生同業組合」を「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興」に改め、同事項に次の一号を加える。

十六 犬及び猫の引取りに関すること。

第百十一条第二項中「保健予防課」を「健康推進課」に、「保健指導課」を「地域保健推進課」に、「第八号、第十五号及び第十七号」を「第九号及び第十五号」に改め、同条第三項を削る。

第百十二条第二項の表北海道岩見沢保健所夕張支所の項及び北海道岩見沢保健所美唄支所の項を削り、同表北海道岩見沢保健所由仁支所の項中「南幌町」を「夕張市 南幌町」に改め、同表北海道滝川保健所芦別支所の項、北海道滝川保健所砂川支所の項、北海道名寄保健所士別支所の項、北海道北見保健所美幌支所の項及び北海道帯広保健所池田支所の項を削る。

第百三十条第一項中「肢体不自由児童施設」を「肢体不自由児施設」に改める。

第百四十四条第二項の表中「旭川児童相談所稚内分室」を「北海道旭川児童相談所稚内分室」に改める。

第百四十五条中「表の」を削る。

第百五十条第二項の表中「大阪市北区」を「大阪市」に、「名古屋市中区」を「名古屋市」に改める。

第百五十七条第四号中「」を削る。

第百六十六条第一号及び第二号中「試験研究」を「試験、研究」に改める。

第百七十六条の表北海道立札幌女子高等技術専門学院の項を削る。

第百七十七条第三号中「第二号」を「前二号」に改める。

第百七十八条第一項の表中

札幌高等技術専門学院	庶務課	訓練第一課	訓練第二課
函館高等技術専門学院			
旭川高等技術専門学院			
北見高等技術専門学院			
帯広高等技術専門学院			

札幌高等技術専門学院	庶務課	訓練第一課	訓練第二課	訓練第三課
函館高等技術専門学院	庶務課	訓練第一課	訓練第二課	
旭川高等技術専門学院				
北見高等技術専門学院				
帯広高等技術専門学院				

に、
「札幌女子高等技術専門学院」を「滝川高等技術専門学院」に改める。

第百七十九条第一項の訓練課の事項第六号中「訓練修了生」を「学生」に改め、同項の訓練第二課の事項中「訓練第一課」の下に「及び訓練第三課」を加え、同項に次の一事項を加える。

訓練第三課

訓練課の分掌事務第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事務（高等技術専門学院の長が指定する訓練科又は当該訓練科の学生に関するものに限る。）にすること。

第百八十二条第一号中「職業能力開発短期大学校」を「職業能力開発大学校」に改める。

第百八十六条中「及び業務課」を「業務課及び企画課」に改め、同条の総務課の事項第四号中「業務課」を「他課」に改め、同条に次の一事項を加える。

企画課

競馬運営に係る企画及び調整に関すること。

第百九十九条及び第二百条を次のように改める。

第百九十九条及び第二百条 削除

第二百一条第二項の表中「所管区域」を「所轄区域」に改める。

第二百二条第六号並びに第二百四条第一項の業務課の事項第二号及び第二項第七号中「及び種苗生産」を削る。

第二百二十七条の企画指導部の事項第二号及び第三号中「林産工業に関する」を「林産工業に係る」に改め、同事項第四号中「経営に関する」を「経営に係る」に改め、同条のきの

この部の事項中、「に關すること」を「を行うこと」に改める。

第二百二十八条第二項のデザイン科の事項中、「に關すること」を「を行うこと」に改める。
第三章第八節第七款の款名を次のように改める。

第七款 道民の森活動促進センター

第二百二十九条第一項中、「道民の森建設事務所」を「道民の森活動促進センター」に改め、同条第二項中、「道民の森建設事務所の」を「道民の森活動促進センターの」に改め、同項の表中、「北海道道民の森建設事務所」を「北海道道民の森活動促進センター」に改める。

第二百三十条中、「道民の森建設事務所」を「道民の森活動促進センター」に改める。

第二百三十一条を次のように改める。

第二百三十一条 削除

第二百三十六条第二項の普及課の事項第二号及び第四号中、「林業に關する」を「林業に係る」に改め、同条第三項の情報管理料の事項中、「に關すること」を「を行うこと」に改め、同条第七項の利用指導課の事項第一号中、「關する」を「に係る」に、「を行うこと」を「に關すること」に改め、同事項第二号中、「關する技術を普及指導すること」を「に係る技術の普及指導に關すること」に改め、同事項第三号中、「を行うこと」を「に關すること」に改める。

第二百三十八条の見出しを、「(試験地)」に改め、同条中、「又は駐在所」を削る。

第二百五十六条の総務部の事項第四号及び第二百五十七条第一項の企画情報課の事項第三号中、「に關すること」を「を行うこと」に改める。

第二百六十三条中、「地域農業改良普及センター」の下に、「(以下この目において「普及センター」という。)」を加える。

第二百六十四条中、「地域農業改良普及センター」を「普及センター」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(基幹的農業改良普及センター)

第二百六十四条の二 別表第六の第一欄に掲げる普及センターは、同表の第四欄に掲げる担当区域内における基幹的な普及センター(以下「基幹的農業改良普及センター」という。)とする。

2 基幹的農業改良普及センターは、前条各号に掲げる所掌事務のほか、その担当区域内における広域的かつ効果的な普及活動を行う事務を所掌する。

3 第一項の担当区域内に複数の普及センターがある基幹的農業改良普及センターにあつては、前項の事務について、担当区域内の普及センターと連携して行うものとする。

第二百六十五条(見出しを含む。)及び第二百六十六条中、「地域農業改良普及センター」を「普及センター」に改める。

第二百七十条の二第一項中、「と畜検査及びと畜場」を「とちく検査及びとちく場」に改める。

第二百七十条の三第一項第一号中、「と畜検査及びと畜場」を「とちく検査及びとちく場」

に改め、同条第二項を削る。

第二百七十条の四の指導課の事項第一号中、「と畜場」を「とちく場」に改める。

第二百七十五条の三第一項の企画課の事項第五号中、「国際交流部」を「国際・学术交流」に改め、同事項に次の一号を加える。

六 附属情報センターに關すること。

第二百七十五条の三第三項中、「及び第十二号」を削る。

第二百七十七条の三第二項の医療材料部の事項第三号中、「整備、保管等」を「整理及び保管」に改める。

第二百七十九条第一項第一号中、「社会福祉事務出張所」の下に、「地域農業改良普及センター」を加え、同項第二号中、「及び課の室」を削り、同項第十二号中、「課」の下に、「及び課の室」を加え、同項第十九号中、「の課」を削り、同項第三十四号を削り、第三十三号を第三十四号とし、第三十二号を第三十三号とし、同項第三十一号中、「水産孵化場」の下に、「の総務課」を加え、同号を同項第三十二号とし、同項第三十号を第三十一号とし、第二十六号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 競馬事務所の課

第二百七十九条第一項第三十五号中、「及び企画指導部」を削り、同項第四十号中、「医療材料部」及び「並びに附属情報センター」を削る。

第二百七十九条の三の表中、「保健予防課」を「健康推進課」に改める。

第二百九十一条第四項第一号中、「守衛長」を「守衛長」に改める。

別表第一の二の表根室支庁中標津社会福祉事務出張所の項中、「目梨郡羅臼町」を「目梨郡羅臼町 野付郡別海町」に改める。

別表第一の七の表檜山支庁檜山北部地区水産技術普及指導所の項位置の欄中、「久遠郡大成町」を削り、同表後志支庁後志南部地区水産技術普及指導所の項中、「古宇郡神恵内村 泊村 岩内郡岩内町 磯谷郡蘭越町 寿都郡寿都町 島牧郡島牧村」を「島牧郡島牧村 寿都郡寿都町 磯谷郡蘭越町 岩内郡岩内町 古宇郡泊村 神恵内村」に改め、同表宗谷支庁稚内地区水産技術普及指導所の項中、「天塩郡豊富町 宗谷郡猿払村」を「宗谷郡猿払村 枝幸郡浜頓別町 枝幸町 天塩郡豊富町」に改め、同表宗谷支庁枝幸地区水産技術普及指導所の項を削り、同表宗谷支庁利尻地区水産技術普及指導所の項中、「利尻郡利尻富士町 利尻町」を「利尻郡利尻町 利尻富士町」に改め、同表網走支庁網走東部地区水産技術普及指導所の項及び網走支庁網走中部地区水産技術普及指導所の項を削り、同表網走支庁網走西部地区水産技術普及指導所の項を次のように改める。

網走支庁網走地区水産技術普及指導所	紋別市	網走市	紋別市	網走郡女満別町	斜里郡斜里町	小清水町	常呂郡佐呂間町	常呂町	紋別郡湧別町	興部町
-------------------	-----	-----	-----	---------	--------	------	---------	-----	--------	-----

平成十三年四月一日 日曜日

雄武町

別表第一の七の表胆振支庁室蘭地区水産技術普及指導所の項中「胆振支庁室蘭地区水産技術普及指導所」を「胆振支庁胆振地区水産技術普及指導所」に改め、同表日高支庁日高西部地区水産技術普及指導所の項を削り、同表日高支庁日高東部地区水産技術普及指導所の項を次のように改める。

日高支庁日高地区水産技術普及指導所	浦河郡浦河町	沙流郡門別町 新冠郡新冠町 静内郡静内町 三石郡三石町 浦河郡浦河町 様似郡様似町 幌泉郡えりも町
-------------------	--------	---

別表第一の七の表十勝支庁十勝地区水産技術普及指導所の項中「広尾郡広尾町 大樹町」を「広尾郡大樹町 広尾町」に改め、同表釧路支庁釧路西部地区水産技術普及指導所の項を削り、同表釧路支庁釧路東部地区水産技術普及指導所の項を次のように改める。

釧路支庁釧路地区水産技術普及指導所	厚岸郡厚岸町	釧路市 釧路郡釧路町 厚岸郡厚岸町 浜中町 白糠郡白糠町
-------------------	--------	------------------------------

別表第一の七の表根室支庁根室地区水産技術普及指導所の項担当区域の欄中「根室市」を「根室市 野付郡別海町 標津郡標津町 目梨郡羅臼町」に改め、同表根室支庁根室北部地区水産技術普及指導所の項を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

別表第五石狩支庁石狩中部地区農業改良普及センターの項中「石狩市」を削り、同表石狩支庁石狩北部地区農業改良普及センターの項中「当別町 新篠津村」を「石狩市 当別町 新篠津村」に改め、同表渡島支庁渡島中部地区農業改良普及センターの項中「鹿部町」を「鹿部町 砂原町 森町」に改め、同表渡島支庁渡島北部地区農業改良普及センターの項中「砂原町 森町 八雲町」を「八雲町」に改め、同表後志支庁南後志地区農業改良普及センターの項中「蘭越町」を削り、同表後志支庁南羊蹄地区農業改良普及センターの項中「二セコ町 真狩村」を「真狩村」に改め、同表後志支庁中後志地区農業改良普及センターの項中「京極町」を「蘭越町 二セコ町 京極町」に改め、同表留萌支庁中留萌地区農業改良普及センターの項中「初山別村」を「初山別村 遠別町」に改め、同表留萌支庁北留萌地区農業改良普及センターの項中「遠別町 天塩町」を「天塩町」に改め、同表網走支庁網走地区農業改良普及センターの項中「常呂町」を削り、同表網走支庁北見地区農業改良普及センターの項中「留辺蘂町」を「留辺蘂町 常呂町」に改め、同表釧路支庁釧路北部地区農業改良普及センターの項中「標茶町 弟子屈町」を「釧路町 標茶町 弟子屈町」に改め、同表釧路支庁釧路中部地区農業改良普及センターの項中「釧路市 釧路町」を「釧路市」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六 基幹的農業改良普及センターの名称、位置、担当センター及び担当区域（第二百六十四条の二関係）

名 称	位 置	担当センター	担 当 区 域
石狩支庁石狩南部地区農業改良普及センター	恵庭市	石狩支庁石狩南部地区農業改良普及センター	札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市
石狩支庁石狩北部地区農業改良普及センター	石狩郡 当別町	石狩支庁石狩北部地区農業改良普及センター	石狩市 当別町 新篠津村 厚田村 浜益村
渡島支庁渡島中部地区農業改良普及センター	亀田郡 大野町	渡島支庁渡島南部地区農業改良普及センター	函館市 松前町 福島町 知内町 木古内町 上磯町 大野町 七飯町 戸井町 恵山町 榎法華村 南茅部町 鹿部町 砂原町 森町
渡島支庁渡島北部地区農業改良普及センター	山越郡 八雲町	渡島支庁渡島北部地区農業改良普及センター	八雲町 長万部町
檜山支庁檜山南部地区農業改良普及センター	檜山郡 江差町	檜山支庁檜山南部地区農業改良普及センター	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 熊石町 奥尻町
檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センター	瀬棚郡 北檜山町	檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センター	大成町 瀬棚町 北檜山町 今金町
後志支庁中後志地区農業改良普及センター	虻田郡 倶知安町	後志支庁南後志地区農業改良普及センター	島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村
後志支庁南羊蹄地区農業改良普及センター			

平成十三年四月一日

日曜日

後志支庁中後志地区農業改良普及センター	後志支庁北後志地区農業改良普及センター	余市郡 余市町	夕張郡 栗山町	空知支庁空知中央地区農業改良普及センター	空知支庁空知西部地区農業改良普及センター	空知支庁空知北部地区農業改良普及センター	上川支庁富良野地区農業改良普及センター	上川支庁旭川地区農業改良普及センター
後志支庁中後志地区農業改良普及センター	後志支庁北後志地区農業改良普及センター	小樽市 積丹町 古平町 仁木町	夕張市 南幌町 由仁町 長沼町	空知支庁空知中央地区農業改良普及センター	空知支庁空知東部地区農業改良普及センター	空知支庁空知北部地区農業改良普及センター	上川支庁富良野地区農業改良普及センター	上川支庁旭川地区農業改良普及センター
		余市町 赤井川村	栗山町 南幌町 由仁町 長沼町	岩見沢市 美唄市 三笠市 北村	釧路市 赤平市 滝川市 砂川市 浦臼町 新十津川町	深川市 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町	富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村	旭川市 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町
上川支庁上川中央地区農業改良普及センター	上川支庁士別地区農業改良普及センター	士別市	名寄市	留萌支庁中留萌地区農業改良普及センター	留萌支庁中留萌地区農業改良普及センター	宗谷支庁宗谷南部地区農業改良普及センター	網走支庁清里地区農業改良普及センター	網走支庁美幌地区農業改良普及センター
上川支庁上川中央地区農業改良普及センター	上川支庁士別地区農業改良普及センター	上川支庁上川北部地区農業改良普及センター	上川支庁名寄地区農業改良普及センター	留萌支庁南留萌地区農業改良普及センター	留萌支庁南留萌地区農業改良普及センター	宗谷支庁宗谷南部地区農業改良普及センター	網走支庁清里地区農業改良普及センター	網走支庁美幌地区農業改良普及センター
		留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 幌延町	名寄市 風連町 下川町 美深町 音威子府村 中川町			稚内市 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 歌登町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町	網走市 東藻琴村 斜里町 清里町 小清水町	女満別町 美幌町 津別町

平成十三年四月一日

日 曜 日

一 四

十勝支庁十勝東部 地区農業改良普及 センター	中川郡 池田町	十勝支庁十勝東部 地区農業改良普及 センター	幕別町 足寄町 陸別町 浦幌町 本別町
網走支庁遠軽地区 農業改良普及セン ター	紋別郡 遠軽町	網走支庁遠軽地区 農業改良普及セン ター	佐呂間町 布町 白滝村 上湧別町 湧別町 丸瀬
網走支庁紋別地区 農業改良普及セン ター	紋別市 雄武町	網走支庁紋別地区 農業改良普及セン ター	紋別市 滝上町 興部町 西興部村
胆振支庁東胆振地 区農業改良普及セ ンター	勇払郡 鶴川町	胆振支庁東胆振地 区農業改良普及セ ンター	苫小牧市 厚真町 鶴川町 穂別町
胆振支庁西胆振地 区農業改良普及セ ンター	伊達市	胆振支庁西胆振地 区農業改良普及セ ンター	室蘭市 虻田町 洞爺村 大滝村 壮瞥町
日高支庁日高中部 地区農業改良普及 センター	静内郡 静内町	日高支庁日高中部 地区農業改良普及 センター	日高町 静内町 えりも町
十勝支庁十勝北部 地区農業改良普及 センター	河東郡 士幌町	十勝支庁十勝北部 地区農業改良普及 センター	音更町 新得町 清水町
十勝支庁十勝南部 地区農業改良普及 センター	河西郡 中札内村	十勝支庁十勝南部 地区農業改良普及 センター	帯広市 忠類村 芽室町 大樹町 広尾町 更別村
釧路支庁釧路北部 地区農業改良普及 センター	川上郡 標茶町	釧路支庁釧路北部 地区農業改良普及 センター	釧路市 標茶町 白糠町 音別町
釧路支庁釧路中部 地区農業改良普及 センター	釧路市 厚岸町 阿寒町 鶴居村	釧路支庁釧路中部 地区農業改良普及 センター	釧路市 厚岸町 阿寒町 鶴居村
釧路支庁釧路西部 地区農業改良普及 センター	根室市 別海町 中標津町 標津町	釧路支庁釧路西部 地区農業改良普及 センター	根室市 別海町 中標津町 標津町

別表第八保健福祉部の保健予防課の項の次に次のように加える。	地域保健 医療参事 上司の命を受け、歯科保健に関する指導等 の事務に従事する。	部地区農業改良普 及センター	音更町 土幌町 上士幌町 鹿追町
十勝支庁十勝北部 地区農業改良普及 センター	河東郡 士幌町	十勝支庁十勝北部 地区農業改良普及 センター	音更町 新得町 清水町
十勝支庁十勝中部 地区農業改良普及 センター	河西郡 中札内村	十勝支庁十勝中部 地区農業改良普及 センター	帯広市 忠類村 芽室町 大樹町 広尾町 更別村
釧路支庁釧路北部 地区農業改良普及 センター	川上郡 標茶町	釧路支庁釧路北部 地区農業改良普及 センター	釧路市 標茶町 白糠町 音別町
釧路支庁釧路中部 地区農業改良普及 センター	釧路市 厚岸町 阿寒町 鶴居村	釧路支庁釧路中部 地区農業改良普及 センター	釧路市 厚岸町 阿寒町 鶴居村
釧路支庁釧路西部 地区農業改良普及 センター	根室市 別海町 中標津町 標津町	釧路支庁釧路西部 地区農業改良普及 センター	根室市 別海町 中標津町 標津町

別表第八水産林務部の部企画調整課研究普及室の項中「企画調整課研究普及室」を「企画調整課」に、「総括水産業専門技術員」を「首席水産業専門技術員」に改める。

別表第八その二経済部の項、総務部知事室の項及び総合企画部構造改革推進室の項を削り、同表総合企画部政策室の項に次の三号を加える。

三 開発関係予算の総合調整に関すること。

四 開発に係る財政投融资に関すること。

五 社会資本整備の改革の総合調整に関すること。

別表第八その二総合企画部経済企画室の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 経済構造改革の総合調整に関すること。

別表第八その二総合企画部計画推進室の項を削り、同表環境生活部生活文化室の項中「生活文化室」を「生活文化・青少年室」に改め、同表環境生活部女性室の項中「女性室」を「男女平等参画推進室」に改め、同項第一号中「女性」を「男女平等参画」に改め、同項第二号中「男女共同参画社会」を「男女平等参画社会」に改め、同表農政部農業企画室の項中第五号を削り、同表農政部競馬管理室の項を削り、同表出納局指導検査室の項の次に次のように加える。

出 納 局	建築工事（工事に係る業務委託を含む。）に係る入札の実施等に関する事務
入 札 管 理 室	する事務

別表第八その二総務部総務課の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 道政改革の総合調整に関すること。

別表第八その二総務部総務課の項に次の二号を加える。

五 行政事務の改善の総合調整に関すること。

六 公益法人の設立及び公益信託の設定並びにこれらの監督に係る事務の総括に関すること。

別表第八その二総務部人事課の項を次のように改める。

総 務 部	次に掲げる事務
人 事 課	一 職員の分限、懲戒、服務その他身分取扱に関すること。 二 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。 三 職員の表彰に関すること。 四 職員の賠償責任に関すること。 五 叙位及び叙勲（他部課の主管に属するものを除く。）並びに褒章に関すること。 六 道民の表彰に関する事務の総合調整に関すること。

七 職員の給与に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

八 職員の給与の経理に関すること。

九 職員の公務災害補償及び通勤災害補償に関すること。

十 地方公務員災害補償基金に関すること。

別表第八その二総務部法制文書課の項の次に次のように加える。

総 務 部	次に掲げる事務
職 員 厚 生 課	一 職員の福利厚生及び教養に関すること。 二 職員の健康管理に関すること。

別表第八その二総務部税務課の項の次に次のように加える。

総 合 企 画 部	次に掲げる事務
政 策 室	一 地方分権の推進に関すること。 二 支庁制度の見直しに関すること。
構 造 改 革 推 進 課	

別表第八その二環境生活部環境政策課の項に次の一号を加える。

三 環境に係る経済的手法の検討に関すること（他部の主管に属するものを除く。）

別表第八その二環境生活部環境室自然環境課の項第三号中「保護」を「愛護」に改め、同表環境生活部生活文化室生活振興課の項中「生活文化室」を「生活文化・青少年室」に改め、同表保健福祉部保健予防課の項を削り、同表保健福祉部地域福祉課の項中「（他課の主管に属するものを除く。）」を削り、「関すること」の下に「（他課の主管に属するものを除く。）」を加え、同表経済部資源エネルギー課の項を削り、同表経済部地域産業課の項の次に次のように加える。

経 済 部	次に掲げる事務
人 材 育 成 課	一 職業能力開発計画に関すること。 二 職業訓練指導員に関すること。 三 公共職業能力開発施設が行う職業訓練に関すること。 四 高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校に関すること。
経 済 振 興 課	次に掲げる事務 一 観光イベントの促進に関すること。 二 総合保養地域の整備に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

別表第八その二農政部設計課の項の次に次のように加える。

平成十三年四月一日 日曜日

農政部 農地整備課	次に掲げる事務 一 土地基盤の整備に係る農業農村整備事業の実施に關すること （畜産環境に係るものに限る。）。 二 公共用草地の管理運営の指導に關すること（畜産環境に係るものに限る。）。
--------------	---

別表第八その二農政部流通対策課の項を次のように改める。

農政部 流通対策課	次に掲げる事務 一 クリーン農業に關すること。 二 農業に係る環境保全に關すること。
--------------	--

別表第八その二水産林務部企画調整課の項の次に次のように加える。

水産林務部 水産経営課	水産漁業協同組合の合併等に關する事務
----------------	--------------------

別表第八その二建設部砂防災害課の項を次のように改める。

建設部 住宅課	北海道住宅供給公社等に關する事務
------------	------------------

別表第九建設部の項を削る。
別表第十の(一)の表中「及び地域農業改良普及センター」を、「地域農業改良普及センター及び道民の森活動促進センター」に、

東京事務所	を	東京事務所の課	に、
高等技術専門学院の訓練課、訓練第一課及び訓練第二課	を	高等技術専門学院の訓練課、訓練第一課、訓練第二課及び訓練第三課	に改め、同表水産試験場水産試験場の支場の

項を次のように改める。

中央水産試験場 函館水産試験場 室蘭支場 釧路水産試験場	総括水産業 専門技術員 主任水産業 専門技術員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、水産業改良普及員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	水産業専門 技術員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、水産業改良普及員の指導等に関する事務に従事する。

別表第十の(一)の表林業試験場林産試験場の項の前に次のように加える。

林業試験場	総括林業専門技術員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業改良指導員の指導等に關する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
-------	-----------	--

別表第十の(二)の表中

地方機関	地方機関名を冠した長
------	------------

を

地方機関	地方機関名を冠した長
支庁の水産技術普及指導所の支所	支所長

に改める。

別表第十一の(一)の表中

中央農業試験場

を

工業試験場 中央農業試験場

に、

農業高等学校	副校長	を	札幌高等技術 専門学院	副学院長
農業高等学校	副校長	に、		

道民の森建設 事務所	を	道民の森活動 促進センター	に、
---------------	---	------------------	----

衛生学院の課	を	東京事務所の 衛生学院の課	に改め、同表東京事務所保健所の項の前に次 のように加える。
--------	---	------------------	----------------------------------

道立病院	副総看護婦 長	総看護婦長を補佐し、担任の看護業務を整理 する。
------	------------	-----------------------------

道民の森活動 促進センター	主 幹	上司の命を受け、道民の森の利用に関する特 定の事務に従事する。
------------------	-----	------------------------------------

別表第十一の(一)の表中	小児総合保健 センターの部 の課	を	小児総合保健 センターの部 の課	に、
			心身障害者総 合相談所の課	

地質研究所の 部の課	を	地質研究所の 部の課	に、
高等技術専門 学院の室、訓 練及び訓練第 二課		高等技術専門 学院	
		高等技術専門 学院の室、訓 練及び訓練 第二課	

土木現業所の 部の課及び室 水産試験場	を	土木現業所の 部の課及び室	に、
---------------------------	---	------------------	----

道民の森建設 事務所の課	を	道民の森活動 促進センター	に改め、同表漁業研修所の課の項の前に次の ように加える。
-----------------	---	------------------	---------------------------------

消防学校の教 務課	講 師	上司の命を受け、教科を担当し、学生等の教 育及び指導の業務に従事する。
--------------	-----	--

別表第十一の(一)の表中	保 健 所 計量検定所 食肉衛生検査 所	主任技師	を
--------------	-------------------------------	------	---

保 健 所 精神保健福祉 センター 計量検定所 食肉衛生検査 所	主任技師	に改め、同表支庁の税務部納税課の項を削り、同表支庁 の農業振興部の農業農村整備事業を担当する課の項の次に次のように加える。
---	------	--

保健所の企画 総務課	企画主幹	上司の命を受け、市町村支援、介護保険サ ビス事業者の指導及び監督並びに医療薬事監 視業務を統括する事務に従事する。
保健所の健康 推進課及び地 域保健推進課		上司の命を受け、保健、医療及び福祉に係る 業務を調整する事務に従事する。

別表第十一の(一)の表保健所の企画総務課及び保健予防課の項並びに林業試験場の項を削り、 同表道立病院道立精神病院の項中		を
--	--	---

平成十三年四月一日 日曜日

上司の命を受け、看護業務を処理する。

に改め、同表地域農業改良普及センタ

の項を次のように改める。

地域農業改良普及センター	技術主幹	上司の命を受け、普及活動に関する特定の事務に従事する。
--------------	------	-----------------------------

別表第十一の(二)の表中「支庁道税事務所」を「支庁の道税事務所」に改め、

支庁道税事務所 所の納税課	税務実査専門員	上司の命を受け、道税の徴収に係る特殊事案等に関する事務に従事する。
------------------	---------	-----------------------------------

を削り、

同表支庁の水産技術普及指導所の項を次のように改める。

支庁の水産技術普及指導所	主幹	上司の命を受け、所の主管に属する特定の業務に従事する。
	指導専門員	上司の命を受け、沿岸漁業の技術及び知識の普及に関する特定の業務に従事する。

別表第十一の(二)の表中

支庁の水産技術普及指導所 支庁の耕地出張所	を	支庁の水産技術普及指導所 支庁の水産技術普及指導所の支所 支庁の耕地出張所
--------------------------	---	---

に改める。

別表第十四事務局の部総務課の款参事の項及び附属情報センターの部主幹の項を削る。

別表第十五の(二)の表農業改良普及員の項中「農業改良普及員」を「改良普及員」に改め、

「農業の」を削り、同表生活改良普及員の項を削る。

別表第十六病虫害防除所の支所長の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十九条の表に北海道男女平等参画審議会の項を加える改正規定は、平成十三年七月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において現に次の表の上欄に掲げる本庁の室又は課及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、当該下欄に掲げる本庁の室、課又は課の室及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

総合企画部構造改革推進室(関与団体及び道政改革に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総務部総務課
総合企画部構造改革推進室(地方分権及び支庁制度に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合企画部政策室構造改革推進課
総合企画部政策室政策評価課	総合企画部政策室政策推進評価課
総合企画部計画推進室(開発関係予算の事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合企画部政策室
総合企画部計画推進室(総合開発計画の推進及び管理に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。)	総合企画部政策室政策推進評価課
環境生活部生活文化室	環境生活部生活文化・青少年室
環境生活部生活文化室文化振興課	環境生活部生活文化・青少年室文化振興課
環境生活部生活文化室生活振興課	環境生活部生活文化・青少年室生活振興課
環境生活部女性室	環境生活部男女平等参画推進室
経済部産業技術課	経済部産業振興課
経済部経営金融課	経済部金融課
経済部職業能力開発課	経済部人材育成課
経済部(観光イベントの促進及び総合保養地域の整備に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。)	経済部観光振興課
建設部建設企画室企画調整課	建設部企画調整課
建設部建設企画室建設情報課	建設部建設管理室建設情報課
建設部まちづくり推進室まちづくり企画課	建設部まちづくり推進課

建設部まちづくり推進室都市計画課	建設部都市計画課
建設部建築整備室計画調整課	建設部建築整備室計画管理課
建設部管理課	建設部総務課用地管理室
東京事務所行政室行政第一課	東京事務所行政第一課
東京事務所行政室行政第二課	東京事務所行政第二課
環境科学センター総務部	環境科学センター企画総務部
苫小牧地方環境監視センター監視課	苫小牧地方環境監視センター環境監視課
苫小牧地方環境監視センターシステム管理課	苫小牧地方環境監視センターシステム技術課
渡島保健所保健予防課	渡島保健所健康推進課
渡島保健所保健指導課	渡島保健所地域保健推進課
江差保健所保健予防課	江差保健所健康推進課
八雲保健所保健予防課	八雲保健所健康推進課
江別保健所保健予防課	江別保健所健康推進課
千歳保健所保健予防課	千歳保健所健康推進課
俱知安保健所保健予防課	俱知安保健所健康推進課
俱知安保健所保健指導課	俱知安保健所地域保健推進課
岩内保健所保健予防課	岩内保健所健康推進課
岩見沢保健所保健予防課	岩見沢保健所健康推進課
岩見沢保健所保健指導課	岩見沢保健所地域保健推進課
滝川保健所保健予防課	滝川保健所健康推進課
深川保健所保健予防課	深川保健所健康推進課
室蘭保健所保健予防課	室蘭保健所健康推進課
室蘭保健所保健指導課	室蘭保健所地域保健推進課
苫小牧保健所保健予防課	苫小牧保健所健康推進課
苫小牧保健所保健指導課	苫小牧保健所地域保健推進課
浦河保健所保健予防課	浦河保健所健康推進課

静内保健所保健予防課	静内保健所健康推進課
上川保健所保健予防課	上川保健所健康推進課
上川保健所保健指導課	上川保健所地域保健推進課
名寄保健所保健予防課	名寄保健所健康推進課
富良野保健所保健予防課	富良野保健所健康推進課
留萌保健所保健予防課	留萌保健所健康推進課
稚内保健所保健予防課	稚内保健所健康推進課
稚内保健所保健指導課	稚内保健所地域保健推進課
北見保健所保健予防課	北見保健所健康推進課
北見保健所保健指導課	北見保健所地域保健推進課
網走保健所保健予防課	網走保健所健康推進課
紋別保健所保健予防課	紋別保健所健康推進課
帯広保健所保健予防課	帯広保健所健康推進課
帯広保健所保健指導課	帯広保健所地域保健推進課
釧路保健所保健予防課	釧路保健所健康推進課
釧路保健所保健指導課	釧路保健所地域保健推進課
根室保健所保健予防課	根室保健所健康推進課
中標津保健所保健予防課	中標津保健所健康推進課
札幌女子高等技術専門学院訓練課	札幌高等技術専門学院訓練第三課
道民の森建設事務所	道民の森活動促進センター
網走支庁網走西部地区水産技術普及指導所	網走支庁網走地区水産技術普及指導所
胆振支庁室蘭地区水産技術普及指導所	胆振支庁胆振地区水産技術普及指導所
日高支庁日高東部地区水産技術普及指導所	日高支庁日高地区水産技術普及指導所
釧路支庁釧路東部地区水産技術普及指導所	釧路支庁釧路地区水産技術普及指導所

3 この規則の施行の日の前日において現に次の表の上欄に掲げる職にある者であつて、別に辞令を發せられないものは、引き続き当該下欄の職を命ぜられたものとする。別

平成十三年四月一日 日 曜 日

総務部職員厚生課貸付係長	総務部職員厚生課福祉係長
総合企画部構造改革推進室主査（自主・自律化に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	総合企画部政策室構造改革推進課主査
総合企画部構造改革推進室主査（PFI導入の推進に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	総合企画部政策室主査
総合企画部構造改革推進室主査（北海道職員等の分限に関する条例第一条の二第三号の規定により休職している者に限る。）	総合企画部経済企画室主査
総合企画部経済企画室統計課人口統計係長	総合企画部経済企画室統計課社会統計係長
総合企画部経済企画室統計課家計物価統計係長	総合企画部経済企画室統計課消費統計係長
総合企画部経済企画室統計課経済統計係長	総合企画部経済企画室統計課産業統計係長
総合企画部経済企画室統計課毎月勤労統計係長	総合企画部経済企画室統計課勤労統計係長
環境生活部環境室環境政策課保全係長	環境生活部環境室環境政策課計画推進係長
環境生活部生活文化室文化振興課道立劇場係長	環境生活部生活文化・青少年室文化振興課舞台芸術係長
保健福祉部地域保健課主幹	保健福祉部国民健康保険課主幹
保健福祉部地域保健課老人医療係長	保健福祉部国民健康保険課老人医療係長
保健福祉部地域医療課歯科保健係長	保健福祉部地域保健課歯科保健係長
保健福祉部地域医療課看護対策室主査（保健相談に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	保健福祉部地域保健課主査
経済部産業振興課振興係長	経済部産業振興課新規事業係長
経済部産業振興課情報産業係長	経済部産業振興課情報化推進係長
経済部経営金融課管理調整係長	経済部金融課調整係長
経済部経営金融課組織係長	経済部産業振興課組織化支援係長

経済部経営金融課診断指導係長	経済部産業振興課経営支援係長
経済部経営金融課団体指導係長	経済部産業振興課商工団体係長
経済部経営金融課近代化資金係長	経済部金融課設備資金管理係長
経済部雇用対策課人材誘致係長	経済部人材育成課人材誘致係長
経済部職業能力開発課計画係長	経済部人材育成課計画調整係長
農政部農業改良課生産資材係長	農政部流通対策課生産資材係長
農政部農業改良課普及教育係長	農政部農業改良課普及推進係長
農政部農業改良課技術情報係長	農政部農業改良課農業情報係長
水産林務部企画調整課研究普及室主任水産業専門技術員	水産林務部企画調整課主任水産業専門技術員
建設部まちづくり推進室まちづくり企画課企画調整係長	建設部まちづくり推進課事業調整係長
建設部まちづくり推進室都市計画課広告指導係長	建設部まちづくり推進課広告指導係長
建設部管理課開発推進係長	建設部建設管理室技術管理課開発推進係長
建設部管理課設計積算係長	建設部建設管理室技術管理課設計基準係長
建設部空港港湾課空港計画係長	建設部空港港湾課空港係長
東京事務所総務課出納室会計係長	東京事務所総務課会計係長
東京事務所行政室行政第一課調整係長	東京事務所行政第一課企画調整係長
開拓記念館学芸部資料管理課長	開拓記念館学芸部資料課長
開拓記念館学芸部資料管理課学芸主査	開拓記念館学芸部資料課学芸主査
開拓記念館学芸部文化交流課長	開拓記念館事業部文化交流課長
渡島保健所保健指導課地域保健推進係長	渡島保健所企画総務課保健推進係長
渡島保健所保健指導課保健指導係長	渡島保健所地域保健推進課地域保健係長
渡島保健所保健指導課障害者保健係長	渡島保健所地域保健推進課精神保健福祉係長
江差保健所保健予防課保健指導係長	江差保健所健康推進課地域保健係長

平成十三年四月一日 日曜日

八雲保健所保健予防課保健指導係長	八雲保健所健康推進課地域保健係長
江別保健所保健予防課保健指導係長	江別保健所健康推進課地域保健係長
千歳保健所保健予防課保健指導係長	千歳保健所健康推進課地域保健係長
俱知安保健所保健指導課地域保健推進係長	俱知安保健所企画総務課保健推進係長
俱知安保健所保健指導課保健指導係長	俱知安保健所地域保健推進課地域保健係長
俱知安保健所保健指導課障害者保健係長	俱知安保健所地域保健推進課精神保健福祉係長
岩内保健所保健予防課保健指導係長	岩内保健所健康推進課地域保健係長
岩見沢保健所保健指導課地域保健推進係長	岩見沢保健所企画総務課保健推進係長
岩見沢保健所保健指導課保健指導係長	岩見沢保健所地域保健推進課地域保健係長
岩見沢保健所保健指導課障害者保健係長	岩見沢保健所地域保健推進課精神保健福祉係長
滝川保健所保健予防課保健指導係長	滝川保健所健康推進課地域保健係長
滝川保健所保健予防課精神保健係長	滝川保健所健康推進課精神保健福祉係長
深川保健所保健予防課保健指導係長	深川保健所健康推進課地域保健係長
室蘭保健所保健指導課地域保健推進係長	室蘭保健所企画総務課保健推進係長
室蘭保健所保健指導課保健指導係長	室蘭保健所地域保健推進課地域保健係長
室蘭保健所保健指導課障害者保健係長	室蘭保健所地域保健推進課精神保健福祉係長
苫小牧保健所保健指導課地域保健推進係長	苫小牧保健所企画総務課保健推進係長
苫小牧保健所保健指導課保健指導係長	苫小牧保健所地域保健推進課地域保健係長
苫小牧保健所保健指導課障害者保健係長	苫小牧保健所地域保健推進課精神保健福祉係長
浦河保健所保健予防課保健指導係長	浦河保健所健康推進課地域保健係長
静内保健所保健予防課保健指導係長	静内保健所健康推進課地域保健係長
上川保健所保健指導課地域保健推進係長	上川保健所企画総務課保健推進係長
上川保健所保健指導課保健指導係長	上川保健所地域保健推進課地域保健係長

上川保健所保健指導課障害者保健係長	上川保健所地域保健推進課精神保健福祉係長
名寄保健所保健予防課保健指導係長	名寄保健所健康推進課地域保健係長
富良野保健所保健予防課保健指導係長	富良野保健所健康推進課地域保健係長
留萌保健所保健予防課保健指導係長	留萌保健所健康推進課地域保健係長
稚内保健所保健指導課地域保健推進係長	稚内保健所企画総務課保健推進係長
稚内保健所保健指導課保健指導係長	稚内保健所地域保健推進課地域保健係長
稚内保健所保健指導課障害者保健係長	稚内保健所地域保健推進課精神保健福祉係長
北見保健所保健指導課地域保健推進係長	北見保健所企画総務課保健推進係長
北見保健所保健指導課保健指導係長	北見保健所地域保健推進課地域保健係長
北見保健所保健指導課障害者保健係長	北見保健所地域保健推進課精神保健福祉係長
網走保健所保健予防課保健指導係長	網走保健所健康推進課地域保健係長
紋別保健所保健予防課保健指導係長	紋別保健所健康推進課地域保健係長
帯広保健所保健指導課地域保健推進係長	帯広保健所企画総務課保健推進係長
帯広保健所保健指導課障害者保健係長	帯広保健所地域保健推進課精神保健福祉係長
釧路保健所保健指導課地域保健推進係長	釧路保健所企画総務課保健推進係長
釧路保健所保健指導課保健指導係長	釧路保健所地域保健推進課地域保健係長
釧路保健所保健指導課障害者保健係長	釧路保健所地域保健推進課精神保健福祉係長
根室保健所保健予防課保健指導係長	根室保健所健康推進課地域保健係長
中標津保健所保健予防課保健指導係長	中標津保健所健康推進課地域保健係長
札幌女子高等技術専門学院訓練課主幹	札幌高等技術専門学院訓練第二課主幹
中央水産試験場企画情報室主任水産業専門技術員	中央水産試験場主任水産業専門技術員
函館水産試験場企画総務部主任水産業専門技術員	函館水産試験場室蘭支場主任水産業専門技術員

平成十三年四月一日 日曜日

二二

釧路水産試験場企画総務部主任水産専門技術員	釧路水産試験場主任水産専門技術員
稚内土木現業所事業部事業課公園下水道係長	稚内土木現業所事業部事業課下水道建設係長
網走支庁経済部商工労働観光課商工振興係長	網走支庁経済部商工労働観光課商業振興係長
札幌医科大学事務局病院課庶務係長	札幌医科大学事務局病院課管理係長
札幌医科大学事務局病院課相談室医療相談係長	札幌医科大学事務局病院課医療調整係長
札幌医科大学事務局病院課相談室福祉相談係長	札幌医科大学事務局病院課相談室医療相談係長
札幌医科大学附属情報センター情報管理係長	札幌医科大学事務局企画課情報管理係長
農業改良普及員	改良普及員
生活改良普及員	改良普及員

4 (北海道職員倫理規則の一部改正)
北海道職員倫理規則(平成十二年北海道規則第百五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十九号までを二号ずつ繰り上げる。

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十三年四月一日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第六十九号

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長事務委任規則(昭和五十七年北海道規則第十号)の一部を次のように改正する。
第十三号を次のように改める。

十三 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第十八条第一項の規定による立入検査及び報告の徴収に関する事

第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)第十八条第一項

及び第二項の規定による犬及び猫の引取りに関する事

附則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年四月一日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第七十号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則(昭和四十五年北海道規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「東京事務所を除く。」を削り、同条第六号中「並びに北海道教育庁組織規則第三章第三節に規定する東京事務所」を削る。

第三条第一項の表東京事務所の項中「総務課出納室長」を「総務課長」に改める。

第百四十八条第一項第三号を次のように改める。

三 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会が発行した債券(以下「金融債」という。)

第百五十四条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
第百五十四条第十号中「その他」を削り、同条に次の二号を加える。

十一 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

十二 その他入札に関する条件に違反した入札

第二百四条の十九の見出し中「公有財産取得事務」を「公有財産の取得等の事務」に改め、同条第一項中「公有財産を取得しよう」を「公有財産の取得、管理又は処分(以下「取得等」という。)をしよう」に、「当該事務を」を「当該公有財産の取得等の事務を」に改め、「建設部長」の下に「若しくは出納局長」を加え、同条第二項中「及び建設部長」を「並びに建設部長及び出納局長」に、「取得事務」を「取得等の事務」に改め、同条第三項中「及び建設部長」を「並びに建設部長及び出納局長」に、「取得事務」を「取得等の事務」に、「通知して、当該公有財産を引き渡す」を「通知する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、総務部長及び建設部長は、当該公有財産を引き渡すものとする。

第二百四条の二十第一項中「公有財産を取得しよう」を「公有財産の取得等をしよう」に、「当該事務を」を「当該公有財産の取得等の事務を」に改め、「当該事務の」の下に「全部又は一部」を、「建設部長」の下に「若しくは出納局長」を加える。

第二百五条第二項中「(教育委員会の管理に属する機関及び北海道教育庁組織規則第三章

第三節に規定する東京事務所の長たる地方公所長を除く。）及び「（教育委員会の管理に属する機関及び北海道教育庁組織規則第三章第三節に規定する東京事務所たる地方公所を除く。）」を削る。

第二百八条の六中「北海道立社会教育総合センター条例」を「北海道立生涯学習推進センター条例」に改める。

別表第一中「道民の森建設事務所」を「道民の森活動促進

センター」に、「教育研究所

理科教育センター」を「社会教育総合センタ

図書館

」を「生涯学習推進センター」に、「特殊教育センター」を「特

殊教育センター」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育研究所及び図書館に係る平成十二年度の収入、支出その他の会計事務に関しつたこの規則による改正後の北海道財務規則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 教育研究所及び図書館に係る平成十二年度の収入、支出その他の会計事務に関しつたこの規則による改正後の北海道財務規則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

総合防災対策基本法の施行に関する事務

総合防災対策
室原子力安全
対策課

訓令

北海道訓令第5号

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年4月1日

北海道知事 堀達也

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「政策室にあつては室次長、」を削り、「構造改革推進室長」を「政策室長、総合企画部次長にあつては政策室次長」に改め、同条第2項中「構造改革推進室長」を「政策室長」に改める。

第4条の2の見出し中「構造改革推進室長等」を「政策室長等」に改め、同条第2項中「構造改革推進室長」を「政策室長」に、「構造改革推進室次長」を「政策室次長」に改める。

第4条の3を削る。

別表第1その1の部長専決事項第10項、部次長専決事項第10項及び代表課長専決事項第5項中「団体等」を「団体」に改める。

別表第2の総務部総合防災対策室防災消防課の事項の次に次の1事項を加える。

- (1) 第13条第1項の規定に基づき、中央防災会議に資料を提出し、意見の開陳その他必要な協力を行うこと。
- (1) 第33条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、派遣職員に関する資料を提出し、及び当該資料を指定行政機関の長等と交換すること。

- (2) 第17条第2項の規定に基づき、他県と防災会議の協議会を設置したとき内閣総理大臣に届け出ること。
- (3) 第21条の規定に基づき、北海道防災会議に資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を行うこと。
- (4) 第45条第2項の規定に基づき、北海道防災会議の会長又は北海道が加入する地方防

災会議の協議会の代表者に対し、地域防災計画の実施状況について報告し、又は資料を提出すること。

(5) 第53条第2項の規定に基づき、災害の状況及び対策措置の概要を内閣総理大臣に報告すること。

(6) 第55条の規定に基づき、予想される災害の事態及びこれに対する措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に必要な通知又は要請をすること。

(7) 第57条の規定に基づき、公衆電気通信設備の優先的な利用等を求めること。

(8) 第68条の規定に基づき、市町村長等から災害のための応援の要求又は応急措置の実施の要請を受けること。

(9) 第80条第2項の規定に基づき、指定公共機関及び指定地方公共機関から法令又は防災計画に定める労務、施設その他の応援を求められたとき、これに応ずること。

(10) 第82条第1項の規定に基づき、第71条の規定による処分により生じた損失を補償すること。

(11) 第82条第2項の規定に基づき、第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、実費を弁償すること。

(12) 第84条第2項の規定に基づき、第71条の規定による従事命令により死亡した者等に対し損害を補償すること。

別表第2の総務部人事課の事項第3項の部長専決事項の欄第2号中「第1条の2第2号及び第3号」を「第1条の2第3号」に改め、同表の総合企画部地域振興室地域政策課の事項第1項中「過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」に改め、同項の部長専決事項の欄第1号中「北海道過疎地域活性化計画」を「北海道過疎地域自立促進都道府県計画」に、「内閣総理大臣」を「総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣」に改め、同項の課長専決事項の欄第1号中「市町村

過疎地域活性化計画」を「過疎地域自立促進市町村計画」に改め、同表の総合企画部地域振興室市町村課の事項第1項の部長専決事項の欄第9号中「第1条第2項」を「第1条の2第2項」に改め、同表の環境生活部環境室廃棄物対策課の事項第1項の課長専決事項の欄を次のように改める。

(1) 第8条第1項及び第9条第1項の規定に

基づき、一般廃棄物処理施設の設置の許可及び変更の許可をすること。 (2) 第8条第5項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置等に関し生活環境の保全上関係がある市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴くこと。 (3) 第8条の2第3項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴くこと。 (4) 第8条の2第5項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の使用前の検査をすること。 (5) 第8条の5第4項の規定に基づき、特定一般廃棄物最終処分場の維持管理積立金の額を算定し通知すること。 (6) 第9条第5項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認をすること。 (7) 第9条の2第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置の許可を取り消すこと。 (8) 第9条の3第3項の規定に基づき、市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出に係る計画の変更又は廃止を命ずること。 (9) 第9条の3第4項ただし書（第9条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出及び変更の届出に係る内容が相当であると認める旨の通知をすること。 (10) 第9条の3第10項において準用する第9条第5項の規定に基づき、市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認をすること。	(11) 第9条の5第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けについて許可をすること。 (12) 第9条の6第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割による施設の承継を認可すること。 (13) 第15条の2第3項（第15条の2の4第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴くこと。 (14) 第19条の9の規定に基づき、生活環境の保全上の支障の除去等の措置に關して適正処理推進センターへ協力を求めること。 (15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号及び第10条の3第2号の規定に基づき、産業廃棄物再生利用の業者を指定すること。 別表第2の環境生活部環境室自然環境課の事項第1項の課長専決事項の欄第4号ア中「、ハシトガラス」の次に「、アライグマ」を加え、同表の環境生活部生活文化室の事項を削り、同表の環境生活部生活文化室生活振興課の事項中「生活文化室」を「生活文化・青少年室」に改め、同表の保健福祉部地域医療課の事項第1項の課長専決事項の欄第1号及び第2号を削り、同欄第3号中「に限る」を「を除く」に改め、同号を同欄第1号とし、同欄第4号中「に限る」を「を除く」に改め、同号を同欄第2号とし、同欄第5号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、同表の保健福祉部保健予防課の事項第1項の課長専決事項の欄第3号及び第4号中「地方精神保健福祉審議会」を「北海道精神保健福祉審議会」に改め、同事項第8項の課長専決事項の欄第5号を削り、同表の保健福祉部食品衛生課の事項第1項中「環境衛生関係営業」を「生活衛生関係営業」に改め、同事項第5項の課長専決事項の欄第1号を削り、同表の保健福祉部児童家庭課の事項第1項の課長専決事項の欄第3号中「保育士試験」を「保育士試験」に改め、同表の経済部経営金融課の事項中「経営金融課」を「金融課」に改め、同事項第4項中「中小企業指導法」を「中小企業支援法」に改め、同項の課長専決事項の欄第1号中「中小企業指導事業」を「中小企業支援事業」に改め、同表の経済部職業能力開発課の事項中「職業能力開発課」を「人材育成課」に改め、同事項第1項の部長専決事項の欄第1号中「第16条第4項」を「第16条第5項」に改め、同表の農政部農業経済課の事項第2項の部長専決事項の欄第1号中「第10条の9」を「第11条の11」に改め、同欄第2号中「第41条の2第1項」を「第40条第1項」に改め、「又は役員」の次に「（第30条
--	---

の2第3項の組合にあつては、理事を除く。以下この項において同じ。）を加え、「又は選任するために組合」を「若しくは選任するための総会」に、「又は選任させる」を「若しくは選任させる」に改め、同欄第3号中「第69条第2項」を「第71条第2項」に改め、同項の課長専決事項の欄第1号中「第10条の2第1項」を「第11条の4第1項」に改め、「共済

規程」の次に「（変更又は廃止を含む。）」を加え、同欄第2号中「第10条の6第1項」を「第11条の8第1項」に改め、同欄第9号中「第29条第2項」を「第29条」に改め、同表の農政部農業改良課の事項第2項を削り、同表の農政部農地整備課の事項の次に次の1事項を加える。

流通対 1 肥料取締法（昭和25年法律第127号）策課 の施行に関する事務

- (1) 第19条第2項の規定に基づき、事故肥料の譲渡を許可すること。
- (2) 第21条の規定に基づき、普通肥料又は指定配合肥料の生産業者又は輸入業者に対し、施用上の注意等を表示すべき旨を命ずること。

別表第2の農政部農産園芸課の事項第1項の課長専決事項の欄第1号中「設定し、農林水産大臣の承認を受けること」を「設定すること」に改め、同欄第2号中「市町村農業団体又は指定種子生産者」を「指定種子生産者又は指定種子生産者主要農作物の種子の生産を委託した者」に改め、同事項中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同事項第7項の部長専決事項の欄第2号中「たて農林水産大臣の承認を受け」を「たてようとす

るときは、あらかじめ農林水産大臣に協議し」に改め、同項を同事項第6項とし、同事項第8項を同事項第7項とし、同表の建設部建設企画室建設情報課の事項中「建設企画室」を「建設管理室」に改め、同表の建設部まちづくり推進室都市計画課の事項を削り、同表の建設部総務課の事項に次の3項を加える。

2 土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関する事務

- (1) 第24条第4項及び第5項（第34条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、起業者の名称等の公告及び縦覧の手続を行うこと。
- (2) 第102条の2第3項の規定に基づき、代執行に要した費用に充てるとため義務者が起業者から受けるべき補償金を義務者に代わつて受けること。
- (3) 第102条の2第5項の規定に基づき、代執行に要した費用を徴収すること。

- (1) 第19条第1項の規定に基づき、事業認定申請及びその添付書類の欠陥（第125条の規定による手数料を納めないことを含む。）を補正させること。
- (2) 第30条第3項の規定に基づき、起業者の事情を聴取の上、事業の廃止又は変更があった旨を告示すること。
- (3) 第36条第5項の規定に基づき、起業者の申請により、土地調査及び物件調査の作成に係る立会人を指名し、署名押印させること。

3 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）の施行に関する事務

4 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行に関する事務

- (1) 第18条第2項の規定に基づき、北海道の設立する土地開発公社の予算、事業計画及び資金計画を承認すること。
- (2) 第19条第1項の規定に基づき、北海道の設立する土地開発公社に対し、その事務に關し必要な命令をすること。

(1) 第6条第1項の規定に基づき、事業認定申請書の欠陥を補正すること。

別表第2の建設部管理課の事項を削り、同表の建設部道路整備課の事項第1項の部長専決事項の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項の課長専決事項の欄第2号及び第3号を削り、同表の建設部砂防災害課の事項の次に次の3事項を加える。

都市計画法（昭和43年法律第100号）の施行に関する事務

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）の施行に関する事務
- 2 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）の施行に関する事務

- (1) 第18条第1項の規定に基づき、都市計画の案を都市計画審議会に付議し、及び都市計画を決定すること。
- (2) 第24条第4項ただし書の規定に基づき、市町村がとるべき措置を行うこと。
- (1) 第80条第2項の規定に基づき、都市計画の決定又は変更について、市町村等の技術的援助の求めに応ずること。

都市環境課 1 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関する事務

- (1) 第3条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に宅地造成工事規制区域の指定を申し出ること。
- (2) 第7条第2項及び第3項の規定に基づき、損失を受けた者と協議し、及び収用委員会

(1) 第43条の規定に基づき、国土交通大臣に対し、流通業務団地造成事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求め、又は市町村の技術的援助の求めに応ずること。

2 新住宅市街地開発法 (昭和38年法律第134号) の施行に関する事務

に裁決を申請すること。

- (1) 第21条第1項の規定に基づき、施行計画及び処分計画を定めること。

- (1) 第32条第1項の規定に基づき、造成宅地等に関する権利の設定等について承認すること。

3 都市計画法の施行に関する事務

- (1) 第68条第3項の規定に基づき、収用委員会に裁決を申請すること。
(2) 第69条の規定に基づき、土地の収用等を行うこと。

- (1) 第65条第1項及び第2項の規定に基づき、施行者の意見を聴いて土地の形質の変更又は建築物等の建築等の行為を許可すること (新住宅市街地開発事業に係るものに限る。)。

4 土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) の施行に関する事務

- (1) 第20条第3項 (第39条第2項において準用する場合を含む。) の規定に基づき、意見書の内容を審査すること。
(2) 第55条第3項又は第69条第3項の規定に基づき、意見書を都市計画審議会に付議すること。
(3) 第125条第5項の規定に基づき、総会、総会の部会又は総代会を招集すること。
(4) 第125条第6項の規定に基づき、理事又は監事の解任の請求を組合員の投票に付すること。

- (1) 第75条の規定に基づき、国土交通大臣に対し、土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求め、又は市町村等の技術的援助の求めに応ずること。

5 住宅金融公庫から委託を受けた事務

- (1) 宅地造成の設計を審査し、及び現場審査をし、合格又は不合格の判定をすること。
(1) 宅地造成の設計を審査し、及び現場審査をし、合格又は不合格の判定をすること。

公園下 水道課 1 都市計画法の施行に関する事務

別表第2の建設部建築指導課の事項第1項の部長専決事項の欄第2号中「第18条第9項」を「第18条第14項」に改め、同項の課長専決事項の欄第2号を削り、同事項第2項の課長専決事項の欄第2号中「個人施工者」を「個人施行者」に改め、同表の建設部都市環境課の事項及び建設部公園下水道課の事項を削る。

別表第4の支庁の本庁総合企画部の分掌事項第1項第4号中「第1条第2項」を「第1条の2第2項」に改め、同表の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項第1号中「第9条の2及び第9条の3第5項」を「第9条の2第1項及び第9条の3第9項」に改め、同項中第2

号を次のように改める。

- (2) 第12条第7項から第9項までの規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に
関する計画及び当該計画の実施の状況を受け、公表すること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項中第6号を削り、第5号を第6号とし、
同項第4号中「第12条の4」を「第12条の6」に、「特別管理産業廃棄物」を「産業廃棄
物」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第12条の3第4項」を「第12条の3第
6項」に、「特別管理産業廃棄物管理票」を「産業廃棄物管理票」に改め、同号を同項第4
号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 第12条の2第8項から第10項までの規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その
他その処理に関する計画及び当該計画の実施の状況を受け、公表すること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項中第9号及び第10号を削り、同項第8
号中「及び第14条の6の規定」を削り、「受理し、及び許可を取り消し、又は事業の停止を
命ずること」を「受理すること」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号を同項第9号
とし、同号の前に次の2号を加える。

- (7) 第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項の規定に基づき、産業廃棄物
収集運搬業及び産業廃棄物処分業に係る届出を受け、公表すること。

- (8) 第14条の3の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業に係る許
可を取り消し、又は事業の停止を命ずること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項第19号を削り、同項第18号中「廃棄物
の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号。以下この項において
「規則」という。）第8条」を「規則第11条」に改め、同号を同項第35号とし、同号の前に
次の6号を加える。

- (29) 第23条の3第1項及び第2項の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業等の許可等を
するときに、第14条第3項に該当する事由の有無について、監視総監又は道府県警察
本部長の意見を聴くこと。

- (30) 第23条の5の規定に基づき、関係行政機関等に対し照会等を行うこと。

- (31) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の
29の規定に基づき、産業廃棄物管理票に係る報告を受け、公表すること。

- (32) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号。以下こ
の項において「規則」という。）第5条第7項の規定に基づき、再生利用業者に係る
変更届を受け、公表すること。

- (33) 規則第9条第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理業等の許可証の書換えをするこ
と。

- (34) 規則第10条第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理業等の許可証の再交付をするこ
と。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項第17号中「第19条の5」を「第19条の
10第1項及び第3項」に改め、「最終処分場埋立届出帳」を「最終処分場埋立処分終了届
出帳」に改め、同号を同項第28号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (27) 第19条の6第1項の規定に基づき、排出事業者等に対し産業廃棄物の処分に係る措
置を命ずること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項第16号中「第19条の4」を「第19条の
5第1項」に改め、「基づき、」の次に「処分者等に対し」を加え、同号を同項第26号とし、
同項第15号中「基づき、」の次に「事業者等に対し」を加え、同号を同項第25号とし、同項
第14号中「をすること」の次に「又は廃棄物を無償で収去すること」を加え、同号を同項第
24号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (20) 第15条の4において準用する第9条の5第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施
設の譲受け又は借受けについて許可をすること。

- (21) 第15条の4において準用する第9条の6第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施
設設置者である法人の合併又は分割による施設の承継を認可すること。

- (22) 第15条の4において準用する第9条の7第2項の規定に基づき、産業廃棄物処理施
設の相続の届出を受け、公表すること。

- (23) 第18条第1項の規定に基づき、事業者等に対して必要な報告を求めること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項中第12号及び第13号を削り、第11号を
第19号とし、同号の前に次の8号を加える。

- (11) 第14条の6において準用する第14条の3の規定に基づき、特別管理産業廃棄物収集
運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業に係る許可を取り消し、又は事業の停止を命ず
ること。

- (12) 第15条第1項及び第15条の2の4第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設
置の許可及び変更の許可をすること。

- (13) 第15条第4項（第15条の2の4第2項において準用する場合を含む。）の規定に基
づく、産業廃棄物処理施設設置許可等申請書を公衆の縦覧に供すること。

- (14) 第15条第5項（第15条の2の4第2項において準用する場合を含む。）の規定に基
づく、産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通
知し、当該市町村長の生活環境保全上の意見を聴くこと。

- (15) 第15条第6項（第15条の2の4第2項において準用する場合を含む。）の規定に基
づく、産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係者からの生活環境保全上の見地から
の意見書を受け、公表すること。

- (16) 第15条の2第5項（第15条の2の4第2項において準用する場合を含む。）の規定
に基づき、産業廃棄物処理施設の使用前の検査をすること。

- (17) 第15条の2の3において準用する第8条の5第4項の規定に基づき、維持管理積立

号外第15号

解 説 公 開 報 告

金の額を算定し、通知すること。

(18) 第15条の2の4第3項において準用する第9条第3項から第5項までの規定に基づき、産業廃棄物処理施設の軽微変更等の届出及び産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了の届出を受理し、並びに産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認をすること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第7項に次の3号を加える。

(36) 規則第13条第1項から第4項まで及び第14条第1項の規定に基づき、申請のあつた産業廃棄物処理施設に係る許可証を交付すること。

(37) 規則第20条第1項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等報告書を受理すること。

(38) 規則第20条第2項及び第3項の規定に基づき、産業廃棄物等の処理実績報告書を受理すること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第8項第13号ア中「、ハシヅトガラス」の次に「、アライグマ」を加え、同表の支庁の本庁経済部の分掌事項中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第14項までを1項ずつ繰り上げ、同事項第15項中「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法（平成4年法律第44号）」を「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）」に改め、同項第1号中「第7条第4項」を「第23条第4項」に改め、同項第2号中「第8条第1項」を「第24条第1項」に改め、同項第3号中「第8条第2項」を「第24条第2項」に改め、同項第4号中「第9条第4項」を「第25条第4項」に改め、同項第5号中「第10条第1項」を「第26条第1項」に改め、同項第6号中「第10条第2項」を「第26条第2項」に改め、同項第7号中「第17条」を「第30条」に改め、同項第8号中「第19条」を「第33条」に改め、同項を同事項第14項とし、同事項中第16項から第23項までを1号ずつ繰り上げ、同表の支庁の本庁農政部の分掌事項中第18項を削り、第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、同事項第14項第1号中「第13条又は過疎地域振興特別措置法第22条」を「第17条又は過疎地域自立促進特別措置法第26条」に、「農林漁業経営改善計画」を「農林漁業の経営改善又は振興のための計画」に改め、同項を同事項第15項とし、同事項中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、同事項第11項の次に次の1項を加える。

12 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の施行に関する事務

(1) 第18条第1項の規定に基づく融資機関に対する貸付金に関する事務を行うこと（償還金及び違約金並びに延滞金の徴収に関するものを除く。）。

別表第4の支庁の本庁農政部の分掌事項第29項第1号中「第53条第1項」を「第53条第3項」に、「委嘱」を「任命」に、「解職」を「解任」に改め、同事項中第38項を第39項とし、第35項から第37項までを1項ずつ繰り下げ、第34項の次に次の1項を加える。

35 北海道中山間地域等直接支払制度に係る市町村基本方針の認定に関する事務

(1) 北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け農振第6号）第5の3の規定に基づき、中山間地域等直接支払市町村基本方針の認定を行うこと。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項第9項第5号中「第39条第5項又は第6項」を「第39条の2第1項」に改め、「命ずること」の次に「（第39条第5項の規定に違反した者に係るものを除く。）」を加え、同項第6号中「第39条第8項」を「第39条の2第2項」に改め、同事項第14項を次のように改める。

14 沿岸漁業漁村振興構造改善事業促進対策融資要綱（平成12年農林水産事務次官依命通知12水推第206号）第2の3の3に規定する単独融資事業実施計画の承認を行うこと。

別表第4の支庁の本庁水産林務部の分掌事項中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項から第34項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第4項第7号を削り、同項第8号中「政令第115条の第1項第4号」を「建築基準法施行令第115条の2第1項第4号」に改め、同号を同項第7号とし、同事項第5項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第4条第3項の規定に基づき、特定建築主に対して報告を求め、又は職員に特定建築物等に立入検査させること。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項第7項中第11号を第13号とし、同項第10号中「建築士審査会の同意を得て」を削り、同号を同項第12号とし、同項中第5号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同項第4号中「第23条第1項」を「第23条第1項及び第3項」に、「登録する」を「登録し、及び更新する」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 第5条の2第1項の規定に基づき、二級建築士又は木造建築士の住所等の届出を受理すること。

(4) 第5条の2第2項及び第3項の規定に基づき、二級建築士又は木造建築士の住所等の変更の届出を受理すること。

別表第4の支庁の本庁建設部の分掌事項に次の2項を加える。

10 建設工事に係る資材再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の施行に関する事務

(1) 第23条の規定に基づき、解体工事業者の登録をし、及びその旨を申請者に通知すること。

(2) 第24条の規定に基づき、解体工事業者の登録を拒否し、及びその旨を申請者に通知すること。

(3) 第25条の規定に基づき、変更の届出を受理し、及び届出があつた事項の登録を行うこと。

(4) 第26条の規定に基づき、解体工事業者登録簿を一般の閲覧に供すること。

(5) 第27条の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。

(6) 第28条の規定に基づき、解体工事業者の登録を抹消すること。

(7) 第29条第2項の規定に基づき、解体工事の施工の差止めを命ずること。

(8) 第35条の規定に基づき、解体工事業者の登録を取り消し、及びその旨を通知し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(9) 第37条の規定に基づき、解体工事業を営む者から報告を徴し、又は職員に、営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

11 北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号）の施行に関する事務

(1) 第19条の規定に基づき、公共的施設の新築等の届出を受理すること。

(2) 第20条の規定に基づき、公共的施設の新築等の届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすること。

(3) 第21条第1項及び第2項の規定に基づき、公共的施設の新築等の届出をした者に対し、必要な指示をすること。

(4) 第21条第3項の規定に基づき、届出をせずに公共的施設の新築等の工事に着手した者に対し、届出をすべきことを指示すること。

(5) 第22条第1項の規定に基づき、必要な報告を求め、又は立入検査をすること。

(6) 第26条の規定に基づき、公共的施設に係る認定証を交付すること。

別表第4の東京事務所事項第5号中「増加額」を「行なう」を「行う」に改め、同事項第6号中「北海道税検査証及び北海道税滞納者財産差押証」を「北海道徴税吏員証」に改め、同事項第8号中「44条の12、67条の2、74条の3、89条の10及び119条の2」を「第44条の12、第67条の3、第74条の3、第89条の10及び第119条の2」に改め、同事項第11号中「行なう」を「行う」に改め、同事項第12号中「第26条」を「第24条」に、「行なう」を「行う」に改め、同事項第13号中「第41条の7」を「第41条の2の2」に改め、同表の保健所の事項中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第11項までを1項ずつ繰り上げ、同表の土木現業所の事項第2項第4号中「（地下街、地下室その他これらに類するもの、上空通路、石油圧送施設、高圧ガスの供給施設、高架の道路の路面下に設ける施設及び電気通信事業に係る物件のための占用（その占用の許可に当たつて国土交通省との協議等を要するものに限る。）に係るものを除く。）」を削り、同項第5号中「（前号のかつて書きに掲げる占用に係るものを除く。）」を削り、同項第5号の2及び第17号から第19号までの規定中「（第4号のかつて書きに掲げる占用に係るものを除く。）」を削り、同項第19号の2中「（第4号の括弧書きに掲げる占用に係るものを除く。）」を削り、同事項中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、同事項第13項中「（北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場に係るものを除く。）」を削り、同項を同事項第14項とし、同事項中第10項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の施行に関する事務

(1) 第5条第1項の規定に基づき、基礎調査のため他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を作業場として一時使用すること。

(2) 第5条第8項から第10項までの規定に基づき、立入り又は一時使用に伴う損失補償等を行うこと。

(3) 第6条第3項及び第8条第3項の規定に基づき、関係市町村の長の意見を聴くこと。

(4) 第9条第1項の規定に基づき、特別警戒区域内の特定開発行為を許可すること。

(5) 第12条の規定に基づき、第9条第1項の許可に必要な条件を付すこと。

(6) 第13条の規定に基づき、届出を受理すること。

(7) 第14条の規定に基づき、国又は地方公共団体と協議をすること。

(8) 第16条第1項の規定に基づき、第10条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更を許可すること。

(9) 第16条第3項の規定に基づき、届出を受理すること。

(10) 第17条第1項の規定に基づき、届出を受理すること。

(11) 第17条第2項の規定に基づき、対策工事等を検査し、及び検査済証を交付すること。

(12) 第17条第3項の規定に基づき、対策工事等の完了を公示すること。

(13) 第19条の規定に基づき、対策工事等の廃止の届出を受理すること。

(14) 第20条第1項の規定に基づき、第9条第1項若しくは第16条第1項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは必要な措置をとることを命ずること。

(15) 第20条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく措置を行い、その旨の公告を行うこと。

(16) 第20条第3項の規定に基づき、公示すること。

(17) 第21条第1項の規定に基づき、検査をすること。

(18) 第22条の規定に基づき、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。

(19) 第25条第1項の規定に基づき、建築物の移転等の必要な措置をとることを勧告すること。

別表第4の道民の森建設事務所の事項中「道民の森建設事務所」を「道民の森活動促進センター」に改める。

別表第6の部長の決裁事項の項中「、総合企画部政策室にあつては政策室長の指定する参事、及び「、総合企画部計画推進室にあつては計画推進室参事、を削り、「生活文化室」を「生活文化・青少年室」に、「建設企画室」を「建設管理室」に、「企画調整課長」を「建設情報課長」に改め、「指導検査室参事」の次に「、入札管理室にあつては入札管理室参

平成13年4月1日 北海道知事 堀 達 也 毒物及び劇物取扱者試験委員会規程を廃止する訓令 毒物及び劇物取扱者試験委員会規程（昭和41年北海道訓令第15号）は、廃止する。 附 則 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。	
北 海 道 訓 令 北 海 道 警 察 本 部	
北 海 道 訓 令 第 1 号 北海道教育委員会 庁 中 一 般 局 北海道雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成13年4月1日 北 海 道 知 事 堀 達 也 北 海 道 教 育 委 員 会 委 員 長 小 林 純 幸 北海道雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道雇用対策推進本部設置規程（昭和62年北海道・北海道教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第6条第2項中「教育庁企画総務部教育政策室参事」を「教育庁企画総務部教育政策室教育政策課長」に改める。 附 則 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。	
北 海 道 訓 令 北 海 道 警 察 本 部	
北 海 道 訓 令 第 2 号 北海道教育委員会 北海道警察本部 庁 中 一 般 局 北海道雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成13年4月1日 北 海 道 知 事 堀 達 也 北 海 道 教 育 委 員 会 委 員 長 小 林 純 幸 北海道青年健全育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成13年4月1日 北 海 道 知 事 堀 達 也 北 海 道 教 育 委 員 会 委 員 長 小 林 純 幸 北海道青年健全育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道青年健全育成推進本部設置規程（昭和40年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第7条中「環境生活部生活文化室」を「環境生活部生活文化・青少年室」に改める。 附 則 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。	
北 海 道 訓 令 北 海 道 警 察 本 部	
北 海 道 訓 令 第 3 号 北海道教育委員会 北海道警察本部 庁 中 一 般 局 北海道生活安定会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成13年4月1日 北 海 道 知 事 堀 達 也 北 海 道 教 育 委 員 会 委 員 長 小 林 純 幸 北海道生活安定会議規程の一部を改正する訓令 消費生活安定会議規程（昭和50年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。 第6条第4項中「環境生活部生活文化室生活振興課消費生活室長」を「環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室長」に改める。 第7条中「環境生活部生活文化室生活振興課消費生活室」を「環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室」に改める。 附 則 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。	
北 海 道 訓 令 北 海 道 警 察 本 部	
北 海 道 訓 令 第 4 号 北海道教育委員会 北海道警察本部 庁 中 一 般 局 北海道生活安定会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成13年4月1日 北 海 道 知 事 堀 達 也 北 海 道 教 育 委 員 会 委 員 長 小 林 純 幸 北海道生活安定会議規程の一部を改正する訓令 消費生活安定会議規程（昭和50年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。 第6条第4項中「環境生活部生活文化室生活振興課消費生活室長」を「環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室長」に改める。 第7条中「環境生活部生活文化室生活振興課消費生活室」を「環境生活部生活文化・青少年室生活振興課消費生活室」に改める。 附 則 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。	
北 海 道 訓 令 北 海 道 警 察 本 部	

庁 中 一 般 局 北海道男女共同参画推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成13年4月1日 北 海 道 知 事 堀 達 也 北海道教育委員会委員長 小林 純 幸 北 海 道 警 察 本 部 長 山 田 高 廣 北海道男女共同参画推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道男女共同参画推進本部設置規程（平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 北海道男女平等参画推進本部設置規程 第1条中「共同参画による」を「平等参画による」に、「女性関連施策」を「男女平等参画の推進に関する施策」に、「北海道男女共同参画推進本部」を「北海道男女平等参画推進本部」に改める。 第2条第1号中「女性」を「男女平等参画の推進」に改め、同条第2号中「女性関連施策」を「男女平等参画の推進に関する施策」に改める。 第3条第4項中「教育庁生涯学習部長及び警察本部警務部長」を「教育庁企画総務部長、教育庁生涯学習部長、警察本部警務部長及び警察本部生活安全部長」に改める。 第7条中「環境生活部女性室」を「環境生活部男女平等参画推進室」に改める。 附 則 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。	
道 知 事 堀 達 也 北海道教育委員会委員長 小林 純 幸 北海道警察本部部長 山田 高 廣 北海道男女共同参画推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道男女共同参画推進本部設置規程（平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 北海道男女平等参画推進本部設置規程 第1条中「共同参画による」を「平等参画による」に、「女性関連施策」を「男女平等参画の推進に関する施策」に、「北海道男女共同参画推進本部」を「北海道男女平等参画推進本部」に改める。 第2条第1号中「女性」を「男女平等参画の推進」に改め、同条第2号中「女性関連施策」を「男女平等参画の推進に関する施策」に改める。 第3条第4項中「教育庁生涯学習部長及び警察本部警務部長」を「教育庁企画総務部長、教育庁生涯学習部長、警察本部警務部長及び警察本部生活安全部長」に改める。 第7条中「環境生活部女性室」を「環境生活部男女平等参画推進室」に改める。 附 則 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。	

北海道監査委員 訓令第1号 北海道警察本部 北海道地方労働委員会 北海道議会 北海道企業局 北海道構造改革推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成13年4月1日 北 海 道 知 事 堀 達 也 北海道教育委員会委員長 小林 純 幸 北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治 北海道代表監査委員 谷 本 慶 藏 北海道地方労働委員会会長 藤 本 昭 夫 北海道議会議長 湯 佐 利 夫 北海道公営企業管理者 西 川 利 利 北海道構造改革推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道構造改革推進本部設置規程（平成11年北海道・北海道教育委員会・北海道人事委員会・北海道監査委員・北海道警察本部・北海道地方労働委員会・北海道議会・北海道企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第3条第4項中「、構造改革推進室長、及び」を削る。 第7条中「総合企画部構造改革推進室」を「総合企画部政策室構造改革推進課」に改める。 附 則 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。	
道 知 事 堀 達 也 北海道告示584号 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、総務部における公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び第8条に規定する事項の閲覧に供する方法を次のとおり定めた。 平成13年4月1日 北海道知事 堀 達 也	

- 2 閲覧日
北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日
以外の日
- 3 閲覧時間
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

北海道告示第585号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、環境生活部における公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び第8条に規定する事項の閲覧に供する方法を次のとおり定めた。

平成13年4月1日

北海道知事 堀 達 也

1 閲覧所の場所

各所管の建設工事に係る事項について、次の公共工事情報閲覧所において閲覧する。

環境生活部各課室（環境
室自然環境課を除く。）
所管公共工事情報閲覧所
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部総務
課内

札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境
室自然環境課内

札幌市中央区北1条西7丁目
アイヌ民族文化研究セ
ンター所管公共工事情報
閲覧所

札幌市北区北19条西12丁目
環境科学研究センター
管公共工事情報閲覧所
総務部総務課内

苫小牧市字静川1173番地
苫小牧地方環境監視セ
ンター所管公共工事情報
閲覧所

札幌市厚別区厚別町小野幌53番
地2
野幌森林公園事務所管
公共工事情報閲覧所
理課内

札幌市厚別区厚別町小野幌53番
地2
開拓記念館総務部総務
課内

札幌市中央区北3条西7丁目
北海道石狩支庁閲覧室

函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島支庁地域政
策部環境生活課内

檜山支庁環境生活課所管
公共工事情報閲覧所
後志支庁環境生活課所管
公共工事情報閲覧所
旭山郡江差町陣屋町336 - 3
北海道檜山支庁地域政
策部環境生活課内
北海道後志支庁入札開
係情報の提供・閲覧コ
ーナー

空知支庁環境生活課所管
公共工事情報閲覧所
岩見沢市8条西5丁目
北海道空知支庁地域政
策部環境生活課内

上川支庁環境生活課所管
公共工事情報閲覧所
旭川市永山6条19丁目
北海道上川合同庁舎関
覧室

留萌支庁環境生活課所管
公共工事情報閲覧所
留萌市住之江町2丁目1番
北海道留萌支庁地域政
策部環境生活課内

宗谷支庁環境生活課所管
公共工事情報閲覧所
稚内市末広4丁目2 - 27
北海道宗谷支庁1階関
覧室

網走支庁環境生活課所管
公共工事情報閲覧所
網走市北7条西3丁目
北海道網走支庁地域政
策部環境生活課内

胆振支庁環境生活課所管
公共工事情報閲覧所
室蘭市幸町9番11号
北海道胆振支庁地域政
策部環境生活課内

日高支庁環境生活課所管
公共工事情報閲覧所
浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道日高支庁地域政
策部環境生活課内

十勝支庁環境生活課所管
公共工事情報閲覧所
帯広市東3条南3丁目
北海道十勝支庁地域政
策部環境生活課内

釧路支庁環境生活課所管
公共工事情報閲覧所
釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路支庁閲覧室

根室支庁環境生活課所管
公共工事情報閲覧所
根室市常盤町3丁目28
北海道根室支庁閲覧室

2 閲覧日

北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日
以外の日

3 閲覧時間
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

北海道告示第586号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、保健福祉部における公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び第8条に規定する事項の閲覧に供する方法を次のとおり定めた。

平成13年4月1日

北海道知事 堀 達 也		北海道立もなみ学園所管公共工事	
1 閲覧所の場所	北海道知事 堀 達 也	もなみ学園所管公共工事	
各所管の建設工事に係る事項について、次の公共工事情報閲覧所において閲覧する。		札幌市南区石山東3丁目5番1号	北海道立もなみ学園庶務課内
保健福祉部各課（道立病院管理室を除く。）所管公共工事情報閲覧所	札幌市中央区北3条西6丁目	札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号	北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課内
保健福祉部道立病院管理室所管公共工事情報閲覧所	札幌市中央区北3条西6丁目	旭川市春光台2条1丁目	北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター庶務課内
心身障害者総合相談所所管公共工事情報閲覧所	札幌市中央区円山西町2丁目1-1	北広島市西の里1015	北海道立向陽学院庶務課内
精神保健福祉センター所管公共工事情報閲覧所	札幌市白石区本通16丁目北6番34号	亀田郡七飯町字西大沼8番地	北海道立大沼学園庶務課内
女性相談援助センター所管公共工事情報閲覧所	札幌市西区野3条9丁目12番36号	函館市美原4丁目6番16号	北海道渡島保健所企画総務課内
中央児童相談所所管公共工事情報閲覧所	札幌市中央区円山西町2丁目1-1	檜山郡江差町字本町63番地	北海道江差保健所企画総務課内
旭川児童相談所所管公共工事情報閲覧所	旭川市10条通11丁目	山越郡八雲町末広町120番地	北海道八雲保健所企画総務課内
帯広児童相談所所管公共工事情報閲覧所	帯広市東2条南24丁目14	江別市錦町4番地1	北海道江別保健所企画総務課内
釧路児童相談所所管公共工事情報閲覧所	釧路市豊川町3番18号	千歳市東雲町4丁目2番地	北海道千歳保健所企画総務課内
函館児童相談所所管公共工事情報閲覧所	函館市中島町37番8号	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	北海道倶知安保健所企画総務課内
北見児童相談所所管公共工事情報閲覧所	北見市東陵町36番3	岩内郡岩内町字清住252-1	北海道岩内保健所企画総務課内
岩見沢児童相談所所管公共工事情報閲覧所	岩見沢市鳩が丘1丁目9番16号	岩見沢市8条西5丁目	北海道岩見沢保健所企画総務課内
室蘭児童相談所所管公共工事情報閲覧所	室蘭市寿町1丁目6番12号	滝川市緑町2丁目3-31	北海道滝川保健所企画総務課内
肢体不自由者訓練センター所管公共工事情報閲覧所	札幌市手稲区稲穂4条7丁目240番地	深川市2条18番6号	北海道深川保健所企画総務課内
身体障害者リハビリテーションセンター所管公共工事情報閲覧所	美幌市東7条南4丁目1-1	室蘭市幸町9番11号	北海道室蘭保健所企画総務課内
中央乳児院所管公共工事情報閲覧所	小樽市銭函1丁目10番2号	苫小牧市旭町2丁目9番19号	北海道苫小牧保健所企画総務課内
		浦河郡浦河町東町のみ3丁目1番8号	北海道浦河保健所企画総務課内

静内保健所所管公共工事 情報閲覧所	静内郡静内町こうせい町2丁目 8番1号	北海道静内保健所企画 総務課内	羽幌病院所管公共工事情 報閲覧所	苫前郡羽幌町栄町94番地	北海道立羽幌病院庶務 課内
上川保健所所管公共工事 情報閲覧所	旭川市永山6条19丁目303番地	北海道上川保健所企画 総務課内	釧路病院所管公共工事情 報閲覧所	釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号	北海道立釧路病院庶務 課内
名寄保健所所管公共工事 情報閲覧所	名寄市東5条南3丁目63番地38	北海道名寄保健所企画 総務課内	苫小牧病院所管公共工事 情報閲覧所	苫小牧市双葉町3丁目7番3号	北海道立苫小牧病院庶 務課内
富良野保健所所管公共工 事情報閲覧所	富良野市末広町2番10号	北海道富良野保健所企 画総務課内	緑ヶ丘病院所管公共工事 情報閲覧所	河東郡音更町緑ヶ丘1番地	北海道立緑ヶ丘病院庶 務課内
留萌保健所所管公共工事 情報閲覧所	留萌市住之江町2丁目1-2	北海道留萌保健所企画 総務課内	向陽ヶ丘病院所管公共工 事情報閲覧所	網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号	北海道立向陽ヶ丘病院 庶務課内
稚内保健所所管公共工事 情報閲覧所	稚内市潮見3丁目5番39号	北海道稚内保健所企画 総務課内	小児総合保健センター所 管公共工事情報閲覧所	小樽市銭函1丁目10番1号	北海道立小児総合保健 センター総務課内
北見保健所所管公共工事 情報閲覧所	北見市青葉町6番6号	北海道北見保健所企画 総務課内	衛生学院所管公共工事情 報閲覧所	札幌市中央区南2条西15丁目	北海道立衛生学院総務 課内
網走保健所所管公共工事 情報閲覧所	網走市北7条西3丁目	北海道網走保健所企画 総務課内	旭川高等看護学院所管公 共工事情報閲覧所	旭川市緑ヶ丘東3条1丁目1番 2号	北海道立旭川高等看護 学院内
紋別保健所所管公共工事 情報閲覧所	紋別市南が丘町1丁目6番地	北海道紋別保健所企画 総務課内	釧路高等看護学院所管公 共工事情報閲覧所	釧路市桜ヶ丘1丁目4番32号	北海道立釧路高等看護 学院内
帯広保健所所管公共工事 情報閲覧所	帯広市東3条南3丁目1	北海道帯広保健所企画 総務課内	紋別高等看護学院所管公 共工事情報閲覧所	紋別市緑町5丁目6番7号	北海道立紋別高等看護 学院内
釧路保健所所管公共工事 情報閲覧所	釧路市花園町8番6号	北海道釧路保健所企画 総務課内	江差高等看護学院所管公 共工事情報閲覧所	檜山郡江差町字伏木戸町483	北海道立江差高等看護 学院内
根室保健所所管公共工事 情報閲覧所	根室市弥栄町2丁目1番地	北海道根室保健所企画 総務課内	網走高等看護学院所管公 共工事情報閲覧所	網走市北12条西2丁目2番10号	北海道立網走高等看護 学院内
中標津保健所所管公共工 事情報閲覧所	標津郡中標津町東1条南6丁目 1番地3	北海道中標津保健所企 画総務課内	2 閑 覧 日		
衛生研究所所管公共工事 情報閲覧所	札幌市北区北19条西12丁目	北海道立衛生研究所総 務課内	北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日 以外の日		
札幌北野病院所管公共工 事情報閲覧所	札幌市清田区北野4条5丁目5 番40号	北海道立札幌北野病院 庶務課内	3 閑 覧 時 間		
江差病院所管公共工事情 報閲覧所	檜山郡江差町字伏木戸町484番 地	北海道立江差病院庶務 課内	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで		
寿都病院所管公共工事情 報閲覧所	寿都郡寿都町字新栄町166番地	北海道立寿都病院庶務 課内	北海道告示第587号		
紋別病院所管公共工事情 報閲覧所	紋別市緑町5丁目6番8号	北海道立紋別病院庶務 課内	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号）第5 条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、経 済部における公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号） 第7条及び第8条に規定する事項の閑覧に供する方法を次のとおり定めた。		
北見病院所管公共工事情 報閲覧所	北見市高栄西町1丁目1番2号	北海道立北見病院庶務 課内	平成13年4月1日		

農業大学校所管公共工事 情報閲覧所 競馬事務所所管公共工事 情報閲覧所 病害虫防除所所管公共工 事情報閲覧所 石狩支庁農業振興部管理 課所管公共工事情報閲覧 所 渡島支庁農業振興部管理 課所管公共工事情報閲覧 所 檜山支庁農業振興部管理 課所管公共工事情報閲覧 所 後志支庁農業振興部管理 課所管公共工事情報閲覧 所 空知支庁農業振興部管理 課所管公共工事情報閲覧 所 上川支庁農業振興部管理 課所管公共工事情報閲覧 所 留萌支庁農業振興部管理 課所管公共工事情報閲覧 所 宗谷支庁農業振興部管理 課所管公共工事情報閲覧 所 網走支庁農業振興部管理 課所管公共工事情報閲覧 所 胆振支庁農業振興部管理 課所管公共工事情報閲覧 所 日高支庁農業振興部管理 課所管公共工事情報閲覧 所	中川郡本別町西仙美里25番地 1 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目第 2 水産ビル 夕張郡長沼町東 6 線北15号中央 農試内 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 函館市美原 4 丁目 6 番16号 檜山郡江差町字陣屋町336 - 3 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 岩見沢市 8 条西 5 丁目 旭川市永山 6 条19丁目 留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2 稚内市末広 4 丁目 2 - 27 網走市北 7 条西 3 丁目 室蘭市幸町 9 番11号 浦河郡浦河町栄丘東通56号	北海道立農業大学校総 務部総務課内 北海道競馬事務所総務 課内 北海道立中央農業試験 場総務部総務課内 北海道石狩支庁閲覧室 北海道渡島支庁農業振 興部管理課閲覧室 北海道檜山支庁農業振 興部閲覧所 北海道後志支庁入札開 係情報の提供・閲覧コ ーナー 北海道空知支庁総務部 会計課事業管理室内 北海道上川支庁合同庁 舎閲覧室 北海道留萌支庁共通開 覧室 北海道宗谷支庁閲覧室 北海道網走支庁行政情 報コーナー 北海道胆振支庁農業振 興部管理課内 北海道日高支庁閲覧室	十勝支庁農業振興部管理 課所管公共工事情報閲覧 所 釧路支庁農業振興部管理 課所管公共工事情報閲覧 所 根室支庁農業振興部管理 課所管公共工事情報閲覧 所 2 開 覧 日 北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日 以外の日 3 開 覧 時 間 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで	帯広市東 3 条南 3 丁目 釧路市浦見 2 丁目 2 番54号 根室市常磐町 3 丁目28番地 北海道根室支庁閲覧室 北海道釧路支庁閲覧室 北海道網走支庁閲覧室 北海道石狩支庁閲覧室 北海道渡島支庁経済部 水産課閲覧室 北海道檜山支庁経済部 水産課内 北海道後志支庁入札開 係情報の提供・閲覧コ ーナー 北海道留萌支庁閲覧室	
北海道告示第 589 号 公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号）第 5 条第 3 項（同令第 6 条及び第 7 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、水 産林務部における公共工事の入札及び契約の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第 7 条及び第 8 条に規定する事項の閲覧に供する方法を次のとおり定めた。 平成13年 4 月 1 日 1 閲覧所の場所 各所管の建設工事に係る事項について、次の公共工事情報閲覧所において閲覧する。 水産林務部各課室所管公 共工事情報閲覧所 石狩支庁経済部水産室所 管公共工事情報閲覧所 渡島支庁経済部水産課所 管公共工事情報閲覧所 檜山支庁経済部水産課所 管公共工事情報閲覧所 後志支庁経済部水産課所 管公共工事情報閲覧所 留萌支庁経済部水産課所 管公共工事情報閲覧所					北海道知事 堀 達 也

宗谷支庁経済部水産課所 管公共工事情報閲覧所 網走支庁経済部水産課所 管公共工事情報閲覧所 胆振支庁経済部水産課所 管公共工事情報閲覧所 日高支庁経済部水産課所 管公共工事情報閲覧所 十勝支庁経済部水産課所 管公共工事情報閲覧所	稚内市末広4丁目2番27号 網走市北7条西3丁目 室蘭市幸町9番11号 浦河郡浦河町栄丘東通56号 帯広市東3条南3丁目 釧路市浦見2丁目2番54号 根室市常盤町3丁目28番地 札幌市中央区北3条西7丁目 函館市美原4丁目6番16号 檜山郡江差町字陣屋町336 - 3 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 岩見沢市8条西5丁目 旭川市永山6条19丁目 留萌市住之江町2丁目1 - 2 稚内市末広4丁目2番27号 網走市北7条西3丁目 室蘭市幸町9番11号 浦河郡浦河町栄丘東通56号 帯広市東3条南3丁目	北海道宗谷支庁閲覧室 北海道網走支庁行政情報コーナー 北海道胆振支庁経済部水産課内 北海道日高支庁閲覧室 北海道十勝支庁総務部会計課事業管理室内 北海道釧路支庁閲覧室 北海道根室支庁閲覧室 北海道石狩支庁閲覧室 北海道渡島支庁経済部林務課閲覧室 北海道檜山支庁経済部林務課内 北海道後志支庁入札関係情報の提供・閲覧コーナー 北海道空知支庁総務部会計課事業管理室内 北海道上川支庁合同庁舎閲覧室 北海道留萌支庁閲覧室 北海道宗谷支庁閲覧室 北海道網走支庁行政情報コーナー 北海道胆振支庁経済部林務課内 北海道日高支庁閲覧室 北海道十勝支庁総務部会計課事業管理室内	釧路支庁経済部林務課所 管公共工事情報閲覧所 根室支庁経済部林務課所 管公共工事情報閲覧所 函館道有林管理センター 所管公共工事情報閲覧所 松前道有林管理センター 所管公共工事情報閲覧所 倶知安道有林管理センター 所管公共工事情報閲覧所 苫小牧道有林管理センター 所管公共工事情報閲覧所 浦河道有林管理センター 所管公共工事情報閲覧所 岩見沢道有林管理センター 所管公共工事情報閲覧所 岩見沢道有林管理センター 所管公共工事情報閲覧所 岩見沢道有林管理センター 所管公共工事情報閲覧所 滝川市空知町2丁目6 - 31 留萌市住之江町2丁目1 - 2 旭川市永山6条19丁目303番地 中川郡美深町字東2条南4丁目 名寄市西4条北1丁目 紋別郡興部町字興部708番地 紋別郡雄武町字雄武376 - 1 北見市青葉町2番10号	北海道釧路支庁閲覧室 北海道根室支庁閲覧室 函館道有林管理センター 閲覧コーナー 松前道有林管理センター 閲覧所 倶知安道有林管理センター 経営課内 苫小牧道有林管理センター 閲覧所 浦河道有林管理センター 経営課内 岩見沢道有林管理センター 閲覧コーナー 岩見沢道有林管理センター 滝川市林務署閲覧コーナー 留萌道有林管理センター 署内閲覧所 旭川道有林管理センター 閲覧所 美深道有林管理センター 業務課内 美深道有林管理センター 一名寄林務署事業課内 興部道有林管理センター 業務課内 興部道有林管理センター 事業課内 北見道有林管理センター 業務課内
---	---	--	--	--

浦幌道有林管理センター 所管公共工事情報閲覧所 浦幌道有林管理センター 池田林務署所管公共工事 情報閲覧所 厚岸道有林管理センター 所管公共工事情報閲覧所 道民の森活動促進センター 所管公共工事情報閲覧所 中央水産試験場所管公共 工事情報閲覧所 函館水産試験場所管公共 工事情報閲覧所 釧路水産試験場所管公共 工事情報閲覧所 網走水産試験場所管公共 工事情報閲覧所 稚内水産試験場所管公共 工事情報閲覧所 栽培漁業総合センター 所管公共工事情報閲覧所 水産孵化場所管公共工事 情報閲覧所 漁業研修所所管公共工事 情報閲覧所 林業試験場所管公共工事 情報閲覧所 林産試験場所管公共工事 情報閲覧所 2 閲 覧 日 北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日 以外の日 3 閲 覧 時 間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで	十勝郡浦幌町字東山町10番地23	浦幌道有林管理センター 業務課内 浦幌道有林管理センター 池田林務事業課内	条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、建設部における公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び第8条に規定する事項の閲覧に供する方法を次のとおり定めた。 平成13年4月1日
	中川郡池田町字西2条4丁目	浦幌道有林管理センター 池田林務事業課内	
	厚岸郡厚岸町梅香町1丁目	厚岸道有林管理センター 経営課内	
	石狩郡当別町西町31 - 1	道民の森活動促進センター 一 閲覧室	
	余市郡余市町浜中町238番地	中央水産試験場総務部 総務課内	
	函館市湯川町1丁目2番66号	函館水産試験場企画総 務部総務課内	
	釧路市浜町2番6号	釧路水産試験場企画総 務部総務課内	
	網走市字鱒浦31番地	網走水産試験場企画総 務部総務課内	
	稚内市末広4丁目5番15号	稚内水産試験場企画総 務部総務課内	
	茅部郡鹿部町字本別539 - 112	栽培漁業総合センター 総務課内	
茅場郡鹿部町字本別540 - 198 恵庭市北柏木町3丁目373番地 水産孵化場所管公共工事 情報閲覧所 漁業研修所所管公共工事 情報閲覧所 林業試験場所管公共工事 情報閲覧所 美幌市光珠内町東山 旭川市西神楽1線10号 2 閲 覧 日 北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日 以外の日 3 閲 覧 時 間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで	茅場郡鹿部町字本別540 - 198	漁業研修所総務課内	1 閲覧所の場所 各所管の建設工事に係る事項について、次の公共工事情報閲覧所において閲覧する。 建設部各課室（建築整備室を除く。）所管公共工事情報閲覧所 建設部建築整備室所管公共工事情報閲覧所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 小樽市奥沢1丁目21番1号 函館市美原4丁目6番16号 室蘭市幸町9番11号 旭川市永山6条19丁目303番地 留萌市住之江町2丁目1番2号 稚内市末広4丁目2番27号 網走市北7条西3丁目 帯広市東3条南3丁目1番地 釧路市双葉町6番10号 札幌市西区二十四軒4条1丁目3番36号 札幌市中央区北3条西7丁目 函館市美原4丁目6番16号
	恵庭市北柏木町3丁目373番地	水産孵化場総務部総務課内	
	水産孵化場所管公共工事情報閲覧所	水産孵化場総務部総務課内	
	漁業研修所所管公共工事情報閲覧所	漁業研修所総務課内	
	林業試験場所管公共工事情報閲覧所	林業試験場総務部総務課内	
	美幌市光珠内町東山	林業試験場総務部総務課内	
	旭川市西神楽1線10号	林産試験場総務部総務課内	
	2 閲 覧 日		
	北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日		
	以外の日		
北海道告示第590号 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号）第5	北海道告示第590号		北海道知事 堀 達 也
	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号）第5		
北海道告示第590号 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号）第5	北海道告示第590号		北海道知事 堀 達 也
	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号）第5		

檜山支庁建設指導課所管 公共工事情報閲覧所 後志支庁建設指導課所管 公共工事情報閲覧所 空知支庁建設指導課所管 公共工事情報閲覧所 上川支庁建設指導課所管 公共工事情報閲覧所 留萌支庁建設指導課所管 公共工事情報閲覧所 宗谷支庁建設指導課所管 公共工事情報閲覧所 網走支庁建設指導課所管 公共工事情報閲覧所 胆振支庁建設指導課所管 公共工事情報閲覧所 日高支庁建設指導課所管 公共工事情報閲覧所 十勝支庁建設指導課所管 公共工事情報閲覧所 釧路支庁建設指導課所管 公共工事情報閲覧所 根室支庁建設指導課所管 公共工事情報閲覧所 2 閑 覧 日 北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日 以外の日 3 閑 覧 時 間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで	檜山郡江差町字陣屋町336 - 3 北北海道檜山支庁経済部 建設指導課内 北北海道後志支庁経済部 建設指導課内 北北海道空知支庁経済部 建設指導課内 北道上川支庁経済部 建設指導課内 北海道留萌支庁経済部 建設指導課内 北海道宗谷支庁経済部 建設指導課内 北海道網走支庁経済部 建設指導課内 北海道胆振支庁経済部 建設指導課内 北海道日高支庁経済部 建設指導課内 北海道十勝支庁経済部 建設指導課内 北海道釧路支庁経済部 建設指導課内 北海道根室支庁経済部 建設指導課内	北海道企業局告示第2号 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、企業局における公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び第8条に規定する事項の閑覧に供する方法を次のとおり定めた。 平成13年4月1日 北海道公営企業管理者 西 川 昌 利 1 閑覧所の場所 企業局所管の建設工事に係る事項について、次の公共工事情報閲覧所において閑覧する。 企業局所管公共工事情報閲覧所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道企業局閲覧室 2 閑覧日 北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる以 外の日 3 閑覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
	北海道教育委員会告示第2号 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、教育庁における公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び第8条に規定する事項の閑覧に供する方法を次のとおり定めた。 平成13年4月1日 北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市 1 閑覧所の場所 各所管の建設工事に係る事項について、次の公共工事情報閲覧所において閑覧する。 教育庁各課室所管公共工 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務 事情情報閲覧所 部総務課教育委員会情 報コーナー 石狩教育局所管公共工事 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育 情報閲覧所 局企画総務課内	北海道教育委員会教育長告示第2号 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、教育庁における公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び第8条に規定する事項の閑覧に供する方法を次のとおり定めた。 平成13年4月1日 北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市 1 閑覧所の場所 各所管の建設工事に係る事項について、次の公共工事情報閲覧所において閑覧する。 教育庁各課室所管公共工 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務 事情情報閲覧所 部総務課教育委員会情 報コーナー 石狩教育局所管公共工事 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育 情報閲覧所 局企画総務課内

渡島教育局所管公共工事 情報閲覧所 檜山教育局所管公共工事 情報閲覧所 後志教育局所管公共工事 情報閲覧所 空知教育局所管公共工事 情報閲覧所 上川教育局所管公共工事 情報閲覧所 留萌教育局所管公共工事 情報閲覧所 宗谷教育局所管公共工事 情報閲覧所 網走教育局所管公共工事 情報閲覧所 胆振教育局所管公共工事 情報閲覧所 日高教育局所管公共工事 情報閲覧所 十勝教育局所管公共工事 情報閲覧所 釧路教育局所管公共工事 情報閲覧所 根室教育局所管公共工事 情報閲覧所 実習船管理局所管公共工事 情報閲覧所 道立図書館所管公共工事 情報閲覧所 道立青年の家所管公共工事 情報閲覧所 道立洞爺少年自然の家所 管公共工事情報閲覧所 道立常呂少年自然の家所 管公共工事情報閲覧所 道立厚岸少年自然の家所 管公共工事情報閲覧所	函館市美原 4 丁目 6 番 16 号 江差町字陣屋町 336 番地の 3 倶知安町北 1 条東 2 丁目 岩見沢市 8 条西 5 丁目 旭川市永山 6 条 19 丁目 留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 稚内市末広 4 丁目 2 - 27 網走市北 7 条西 3 丁目 室蘭市幸町 9 番 11 号 浦河町栄丘東通 56 号 帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地 釧路市浦見 2 丁目 1 番 1 号 根室市常盤町 3 丁目 28 番地 函館市美原 4 丁目 6 番 16 号 江別市文京台東町 41 番地 深川市音江町 2 丁目 7 番 1 号 虻田郡洞爺村字岩屋 常呂郡常呂町字米浦 365 番地 厚岸郡厚岸町愛冠 6 番地	北海道教育庁渡島教育局企画総務課内 北海道教育庁檜山教育局企画総務課内 北海道教育庁後志教育局企画総務課内 北海道教育庁空知教育局企画総務課内 北海道教育庁上川教育局企画総務課内 北海道教育庁留萌教育局企画総務課内 北海道教育庁宗谷教育局企画総務課内 北海道教育庁網走教育局企画総務課内 北海道教育庁胆振教育局企画総務課内 北海道教育庁日高教育局企画総務課内 北海道教育庁十勝教育局企画総務課内 北海道教育庁釧路教育局企画総務課内 北海道教育庁根室教育局企画総務課内 北海道教育庁実習船管理局管理課内 北海道立図書館業務部管理課内 北海道立青年の家庶務課内 北海道立洞爺少年自然の家庶務課内 北海道立常呂少年自然の家庶務課内 北海道立厚岸少年自然の家庶務課内	道立森少年自然の家所管公共工事情報閲覧所 道立足寄少年自然の家所管公共工事情報閲覧所 道立近代美術館所管公共工事情報閲覧所 道立旭川美術館所管公共工事情報閲覧所 道立函館美術館所管公共工事情報閲覧所 道立帯広美術館所管公共工事情報閲覧所 道立三好太郎美術館所管公共工事情報閲覧所 道立教育研究所所管公共工事情報閲覧所 道立理科教育センター所管公共工事情報閲覧所 道立特殊教育センター所管公共工事情報閲覧所 関 覧 日 北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日（ただし、同条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日に閉庁している閲覧所にあつては、当該閉庁日以外の日。） 関 覧 時 間 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで	芽部郡森町字駒ヶ丘 657 - 15 足寄郡足寄町常盤 3 番地 札幌市中央区北 1 条西 17 丁目 旭川市常盤公園内 函館市五稜郭町 37 番地 6 号 帯広市緑ヶ丘 2 番地 札幌市中央区北 2 条西 15 丁目 江別市文京台東町 42 番地 札幌市中央区宮の森 4 条 7 丁目 3 番 5 号 札幌市中央区円山西町 2 丁目 1 番 1 号 北海道立三好太郎美術館内 北海道立教育研究所庶務部庶務課内 北海道立理科教育センター庶務課内 北海道立特殊教育センター庶務課内	北海道立森少年自然の家庶務課内 北海道立足寄少年自然の家庶務課内 北海道立近代美術館業務部管理課内 北海道立旭川美術館管理課内 北海道立函館美術館管理課内 北海道立帯広美術館管理課内 北海道立三好太郎美術館内 北海道立教育研究所庶務部庶務課内 北海道立理科教育センター庶務課内 北海道立特殊教育センター庶務課内
道 人 事 委 員 会 規 則 道庁職員の職中東京事務所の項を削ぎ、同館中「社会教育総合センター」を「生涯学習					

平成十三年四月一日

日 曜 日

推進センター」に改める。

同表警察部局の部警察本部の項中「相談センター所長」を削り、

交通反則通告セン
ター所長

交通反則通告セン
ター所長
交通管制セン
ター所長

に、

機動隊副隊長
課長補佐（室長補
佐及び隊長補佐を
含む。）
主 幹

機動隊副隊長

に改め、同部警察署の項中

課長（人事委員会
の定めるものに限
る。）
交番所長（人事委
員会の定めるもの
に限る。）

交番所長（人事委
員会の定めるもの
に限る。）

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年四月一日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七―一〇〇二

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則七―一八八）の一部を次のように改正する。

別表第一小児総合保健センターの項中

(2) 危険な病原体に汚染された検
体を直接取り扱うことを常例と

二

する病理細菌技術者

を

(3) 看護婦長、看護婦及び准看護
婦

一

(2) 危険な病原体に汚染された検
体を直接取り扱うことを常例と
する病理細菌技術者

二

に改める。

(4) 看護婦長、看護婦及び准看護
婦

一

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年四月一日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七―一〇〇三

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則七―四〇五）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表六級の項第三号中「職外勤務」の次に「発症時又は」を加え、同表七級の項第四号中「職外勤務」を「困難な業務を処理する発症時」に改め、同表八級の項第四号中「困難な業務を処理する職外勤務」を「特に困難な業務を処理する発症時」に改める。

別表第一ロの表五級の項中「職外方面本部の課長補佐」を「職外本部又は職外方面本部の勤務時」に改め、同表六級の項中「職外方面本部の課長補佐」を「職外本部又は職外方面本部の勤務時」に改め、同表七級の項第一号中「困難な業務を処理する課長補佐」を「特に困難な業務を処理する発症時」に、同項第二号中「又は調査官」を「、調査官又は特に困難な業務を処理する発症時」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年四月一日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七―〇〇四

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則七―二六七）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部支庁の項中

六種

を

六種（人事委員会が別に定める場合にあつては、三種）

に改

め、同部東京事務所の項中

課長補佐
出納室長

を

課長補佐

に改め、

同部原子力環境センターの項中

次長

五種

を

次長

四種

に改め、同部道立病院の項中

総看護婦長

を

総看護婦長
副総看護婦長

に改め、同部道民の森建設事務所の

項を次のように改める。

道民の森活動促進センター

所長

二種

次長

三種

主幹

四種

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第1号

平成7年北海道人事委員会告示第11号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のよ

うに改正する。

平成13年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

渡島支庁管内の項中

同 宇藤岱

藤岱小学校

2

を削

り、檜山支庁管内の項中

同

早川中学校

2

を削

り、

瀬棚町字北島歌
同 字西大里

須築小学校
馬場川小学校

3

を

瀬棚町字西大里

馬場川小学校

2

に改

め、後志支庁管内の項中

同 名駒町

名駒小学校

1

及び

同

字富里

富里小学校

2

を削

り、

赤井川村字落合
同 字都

落合小学校
都小学校

3

を

赤井川村字都

都小学校

2

に改

め、空知支庁管内の項中

同 富野

富野小学校

1

を削

り、「深川市多度志町字多度志」を「深川市多度志」に改め、

同

札比内中学校

1

を削

号外第15号

報 公 道 北

り、留萌支庁管内の項中			
「 同 字汐見	光洋小学校	1	及び 」
「 同 字下サロベツ	振老小学校	2	を削 」
り、宗谷支庁管内の項中			
「 猿払村字浜猿払			
同 字猿払	浜猿払小学校	3	を 」
同 字芦野	猿払小学校	3	
同 字浅茅野	芦野小学校	3	
同 字チライベツ	浅茅野小学校	3	
同 字知来別	鬼志別小学校	2	
同 字知来別	拓心中学校	2	を 」
同 字浜鬼志別	知来別小学校	2	
同 字オヌシュベツ	浜鬼志別小学校	2	
同 字オヌシュベツ	猿払村学校給食センター	2	
「 猿払村字浜猿払			
同 字芦野	浜猿払小学校	3	に改 」
同 字浅茅野	芦野小学校	3	
同 字鬼志別北町	浅茅野小学校	3	
同 字知来別	鬼志別小学校	2	
同 字知来別	拓心中学校	2	
同 字浜鬼志別	知来別小学校	2	に改 」
同 字鬼志別	浜鬼志別小学校	2	
同 字鬼志別西町	猿払村学校給食センター	2	
め、網走支庁管内の項中			
「 同 字田中			
同 字報徳	田中小学校	1	、 」
同 字報徳	報徳小学校	1	
「 同			
同	本岐中学校	2	及び 」
「 同 字来運			
同 字来運	来運小学校	2	を削 」
り、十勝支庁管内の項中			

「 浦幌町字養老 同 字美園	新養老小学校 上浦幌小学校	2 2	を 」
「 浦幌町字美園	上浦幌小学校	2	に改 」
め、釧路支庁管内の項中			
「 白糠町上茶路基線 同 同 和天別	北進小学校 北進中学校 河原小学校	4 4 2	を 」
「 白糠町和天別	河原小学校	2	に改 」
め、根室支庁管内の項中			
「 同	開陽中学校	2	を削 」
る。			
北海道人事委員会告示第2号			
平成7年北海道人事委員会告示第12号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正する。			
平成13年4月1日			
上川支庁管内の項中			
「 鷹栖町17線 同 14線	鷹栖中央小学校 北斗小学校		を 」
「 鷹栖町14線	北斗小学校		に 」
改める。			
北海道人事委員会告示第3号			
平成7年北海道人事委員会告示第13号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正する。			

平成13年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

空知支庁管内の項中

「 同 千代田

千代田中学校

」を

「 同 千代田

千代田中学校
夕張高等養護学校

」に

改める。

北海道人事委員会告示第4号

平成7年北海道人事委員会告示第15号（特地部局及びその級別の指定）の一部を次のように改正する。ただし、道職員給与条例関係の表訓路支庁管内の項の改正規定（「浦幌道有林管理センター音別作業所」の改正規定に限る。）は平成13年3月29日から、警察職員給与条例関係の表札幌方面管内の項の改正規定は平成13年3月21日から、同表北見方面管内の項の改正規定は平成13年2月27日から適用する。

平成13年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

道職員給与条例関係の表石狩支庁管内の項中

「 当別町字青山奥

青山診療所

」4

」及

び

「 浜益村大字川下村

石狩支庁石狩北部地区農業改良普及センター
浜益村駐在所

」3

」を

削り、同表渡島支庁管内の項中

「 松前町字原口

原口診療所

」4

」を

「 松前町字建石

函館土木現業所松前出張所

」2

」に、

「 同

松前道有林管理センター

」を

「 同 字朝日

松前道有林管理センター

」に改め、

同表檜山支庁管内の項中

「 同

檜山支庁檜山南部地区農業改良普及センター
奥尻町駐在所

」4

」を

削り、同表後志支庁管内の項中「後志支庁南後志地区農業改良普及センター蘭越町駐在所」を「後志支庁中後志地区農業改良普及センター蘭越町駐在所」に改め、同表空知支庁管内の項中

「 由仁町西三川

苫小牧道有林管理センター由仁苗畑作業所

」1

」を

削り、同表上川支庁管内の項中

「 上川町南町

上川支庁上川中央地区農業改良普及センター
上川町駐在所

」1

」及

び

「 音威子府村字音威子府

林業試験場道北支場音威子府駐在所

」2

」を

を削り、同表宗谷支庁管内の項中

「 猿払村字鬼志別

宗谷支庁宗谷南部地区農業改良普及センター
猿払村駐在所

」3

」を

削り、「宗谷支庁枝幸地区水産技術普及指導所」を「宗谷支庁稚内地区水産技術普及指導所枝幸支所」に改め、

「 同

宗谷支庁宗谷北部地区農業改良普及センター
利尻富士町駐在所

」5

」を

削り、同表網走支庁管内の項中

「 美幌町字野崎

北見道有林管理センター美幌苗畑作業所
網走支庁美幌地区農業改良普及センター

」1

」を

号外第15号

報 公 道 北

「美幌町字稲美	網走支庁美幌地区農業改良普及センター	1	に、
常呂町字常呂	網走支庁網走地区農業改良普及センター常呂町駐在所	2	を
同 字栄浦	網走支庁網走中部地区水産技術普及指導所	2	を
同	常呂少年自然の家	2	」
「常呂町字常呂	網走支庁網走地区水産技術普及指導所常呂町駐在所	2	に
同 字栄浦	常呂少年自然の家	2	」
改め、			
「滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目	網走支庁紋別地区農業改良普及センター滝上町駐在所	2	及
び			
「西興部村字西興部	林業試験場道北支場西興部駐在所	3	を
削り、同表日高支庁管内の項中			」
「日高町字千栄	千栄診療所	3	を
削り、「日高支庁日高西部地区水産技術普及指導所」を「日高支庁日高地区水産技術普及指導所静内支所」に改め、同表十勝支庁管内の項中			」
「忠類村字忠類	浦幌道有林管理センター池田林務署忠類苗畑作業所	2	を
削り、同表釧路支庁管内の項中「釧路支庁釧路東部地区水産技術普及指導所」を「釧路支庁釧路地区水産技術普及指導所」に改め、			」
「同	浦幌道有林管理センター音別作業所	1	を
削り、同表根室支庁管内の項中「根室支庁根室北部地区水産技術普及指導所」を「根室支庁根室地区水産技術普及指導所標準支所」に改める。			
警察職員給与条例関係の表札幌方面管内の項中			

「泊村大字泊村字糸泊	同	泊駐在所	2	を
同 大字茅沼村字北山の上	同	茅沼駐在所	1	」
「泊村大字茅沼村字臼別	同	泊駐在所	2	に
改め、同表北見方面管内の項中「滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目」を「滝上町字滝ノ上市街地3条通2丁目」に改める。				」

北海道人事委員会告示第5号

平成7年北海道人事委員会告示第16号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正する。
平成13年4月1日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

道職員給与条例関係の表空知支庁管内の項中				
「夕張市若菜	岩見沢保健所夕張支所			を
削り、同表上川支庁管内の項中				」
「釧路町1633	上川支庁士別地区農業改良普及センター釧路町駐在所			を
削り、同表網走支庁管内の項中「網走支庁網走西部地区水産技術普及指導所」を「網走支庁網走地区水産技術普及指導所」に改め、				」
「同 字新町1丁目	北見保健所美幌支所			を
削り、同表日高支庁管内の項中「日高支庁日高東部地区水産技術普及指導所」を「日高支庁日高地区水産技術普及指導所」に改める。				」

規 則 條 件 給 付 規 則

北海道警察本部告示第38号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、北海道警察における公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び第8条に規定する事項の閲覧に供する方法を次のとおり定めた。

平成13年4月1日

北海道警察本部長 山田 高 廣

1 閲覧所の場所
各所管の建設工事に係る事項について、次の公共工事情報閲覧所において閲覧する。

閲覧所の名称	閲覧所の場所
北海道警察本部施設課所管公共工事情報閲覧所	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階ロビー内
北海道警察函館方面本部会計課所管公共工事情報閲覧所	函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課内
北海道警察旭川方面本部会計課所管公共工事情報閲覧所	旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部会計課内
北海道警察釧路方面本部会計課所管公共工事情報閲覧所	釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道警察釧路方面本部会計課内
北海道警察北見方面本部会計課所管公共工事情報閲覧所	北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部会計課内

2 閲覧日
北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日
以外の日

3 閲覧時間
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

平成十三年四月一日

日曜日

五二

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
プ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課